

平成27年度 鳥取県原子力防災訓練
(島根原子力発電所対応)

訓練成果報告書

平成28年3月

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

目次

訓練状況	P1
第1 訓練結果の概要		
訓練結果の概要	P5
第2 訓練結果		
1 各訓練細部結果	P11
2 訓練評価員評価結果	P38
3 関係機関からの意見等	P40
4 避難訓練参加住民アンケート結果	P41
5 成果・課題等	P42
6 今後の進め方	P43
第3 実施内容		
1 目的	P47
2 主要訓練項目	P47
3 日時	P47
4 場所	P47
5 参加機関等	P47
6 編成、役割	P48
7 訓練準備	P49
8 訓練内容等	P49
9 訓練実施規定	P51
10 後方支援	P53
11 広報、広聴	P55
12 連絡	P56
13 安全管理	P56
第4 参考資料		
【資料1】訓練概要パンフレット	P59
【資料2】各訓練実施要領	P63
【資料3】訓練想定	P119
【資料4】アンケート集計結果	P123
【資料5】訓練記録DVD	P129

訓練状況

■鳥取県



本部等運営訓練(初動対応訓練)



オフサイトセンター訓練



広報・情報伝達訓練



広報・情報伝達訓練(道路情報表示訓練)



緊急時モニタリング訓練



住民避難訓練(バス避難)



住民避難訓練(JR避難)



住民避難訓練(緊急避難)



住民避難訓練(緊急避難)



住民避難訓練(緊急避難)



避難行動要支援者避難訓練(高齢者)



避難行動要支援者避難訓練(透析患者)



学校等の避難訓練



避難誘導、交通規制等措置訓練



避難支援ポイント設置・運営訓練



緊急被ばく医療活動訓練(初期・二次被ばく医療)



緊急被ばく医療活動訓練(避難退域時検査)



緊急被ばく医療活動訓練(安定ヨウ素剤)



車両確認検査等訓練



車両確認検査等訓練



県営広域避難所開設訓練



原子力防災講座等(原子力防災講座)



原子力防災講座等(訓練展示)



その他(知事挨拶)

■米子市



本部等運営訓練(初動対応訓練)



住民避難訓練(バス避難)



避難訓練(外国語での広報)

■境港市



本部等運営訓練(初動対応訓練)



住民避難訓練(JR避難)



住民避難訓練(自衛隊トラック避難)

第1 訓練結果の概要

訓練結果の概要

【はじめに】

平成27年度の原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）については、10月23日（金）及び25日（日）に2県6市及び関係機関が合同で実施しました。

今後とも関係機関と緊密に連携し、万が一の原子力災害時にも対応できるような実効性ある訓練を実施していきます。

1 日程

平成27年10月23日（金）、25日（日） 2県6市の主催により実施（共同訓練、機能別訓練）
※8月25日に県営広域避難所開設訓練を、9月1日に図上訓練も実施。

2 場所

鳥取県庁、西部総合事務所、米子市役所、境港市役所、米子・境港市一時集結所、伯耆町、伯耆町岸本B&G海洋センター、とりぎん文化会館 等

3 訓練参加機関等

(1)参加機関

39機関（鳥取県側）

鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、大山町、日吉津村、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町、中国管区警察局、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取県東部行政管理組合消防局、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、航空自衛隊第3輸送航空隊、境海上保安部、鳥取地方気象台、西日本旅客鉄道（株）米子支社、ネクスコ西日本中国支社、国土交通省倉吉河川国道事務所、（医社）やまもと新開山本クリニック、さかい幸朋苑、鳥取大学医学部附属病院、（一社）鳥取県診療放射線技師会、（公社）隊友会西部地区会、鳥取県国際交流財団、鳥取県西部圏域聴覚障害者災害対策連絡会、（一社）鳥取県薬剤師会、済生会境港総合病院、鳥取県立厚生病院、鳥取県立中央病院、NTT西日本鳥取支店、ドコモCS中国鳥取支店、ソフトバンク（株）、KDDI（株）、鳥取県観光事業団、中国電力（株）

(2)住民参加者数

約300名（※訓練参加者数は約1,000名）

原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）概要①

【訓練目的】

- ・原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- ・引き続き鳥取県広域住民避難計画等の深化と実効性向上を図る。
- ・高齢者施設等で策定した避難計画等の検証を行う。
- ・避難支援ポイントの運営方法等の確認・検証を行う。

【今年度の主な訓練項目】

- ・（新）新たに整備した資機材（ホールボディカウンタ、モニタリング共有システム）の運用
- ・（新）自衛隊における要支援者の把握、救出訓練
- ・災害対策本部とオフサイトセンターの連携確認
- ・高齢者施設及び医療機関等の避難計画の検証

2日間合計 39機関、約920名

10月23日（金） 11機関、約200名

時間	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
訓練実施時間	①本部等運営訓練						
	②オフサイトセンター訓練						
	③緊急時モニタリング訓練						

※8月25日（火）避難所開設訓練（参加者10名）を9月1日（火）に図上訓練（参加者70名）を実施（船舶訓練は台風接近に伴い中止）

10月25日（日） 37機関、約720名

（うち住民約300名）

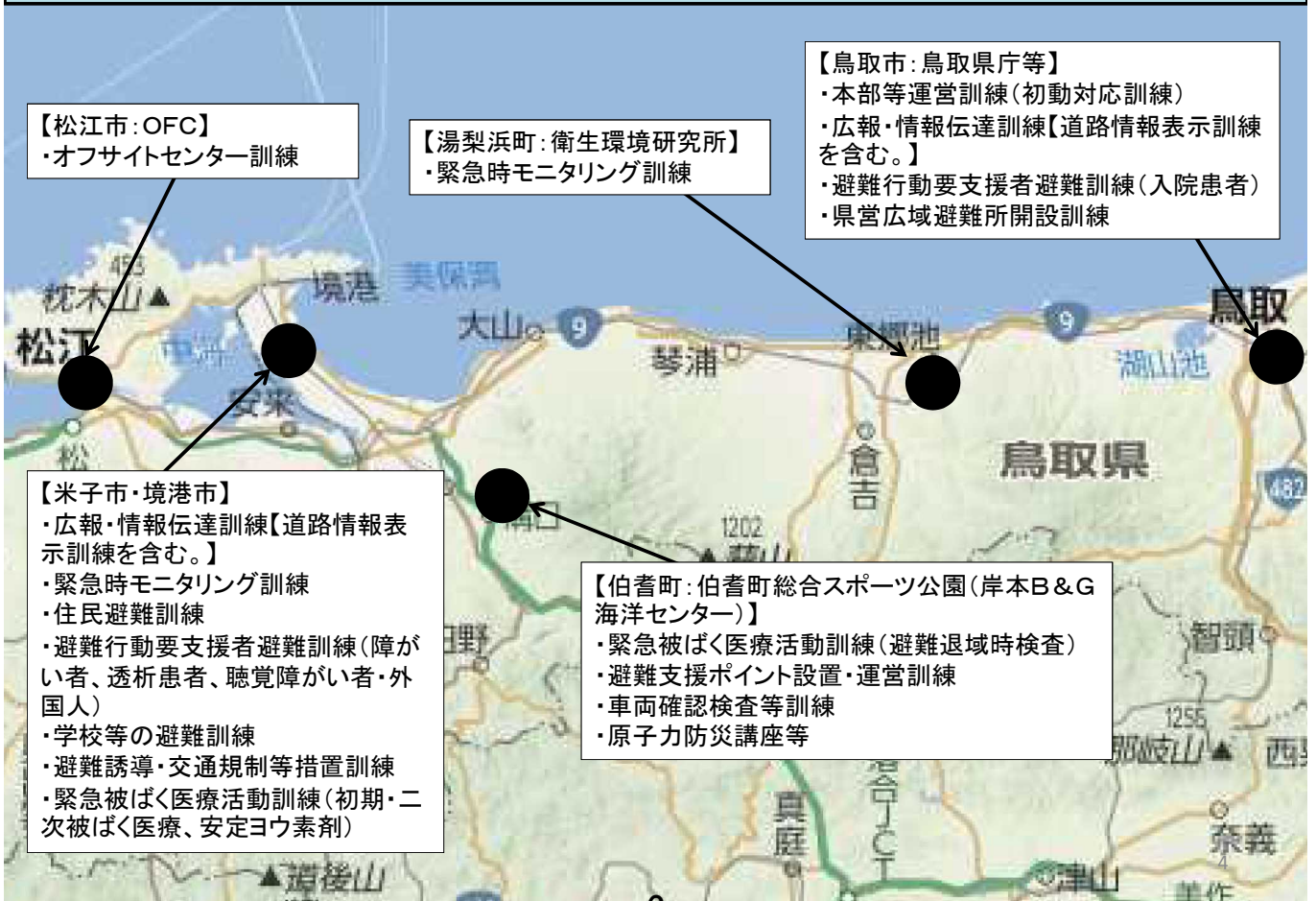
時間	7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
訓練実施時間	④被ばく医療機関の訓練							
	⑤安定ヨウ素剤の調剤、配送訓練							
	⑥住民避難訓練（広報・情報伝達）							
	⑦避難誘導・交通規制・道路表示等訓練							
	⑧高齢者施設の避難訓練							
	⑨透析患者の避難訓練							
	⑩避難退域時検査等訓練							
								2

原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）概要②

10月25日（日） 住民避難訓練の概要



原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）概要③



原子力防災訓練各個別訓練実施日一覧

区分	8/25 (火)	9/1 (火)	10/23 (金)	10/25 (日)	備考
本部等運営訓練（初動対応訓練） 【緊急時通信連絡訓練を含む。】		○	○		9/1は準備訓練
オフサイトセンター訓練			○		
広報・情報伝達訓練【道路情報表示訓練を含む。】			○	○	
緊急時モニタリング訓練			○		
住民避難訓練（在宅要支援者等避難含む）	○ (船舶)			○ (船舶以外)	船舶避難は中止
避難行動要支援者避難訓練（高齢者、透析患者）				○	
学校等の避難訓練				○	
避難誘導・交通規制等措置訓練			○	○	
避難支援ポイント設置・運営訓練				○	
緊急被ばく医療活動訓練（初期・二次被ばく医療、避難退域時検査、安定ヨウ素剤）				○	
車両確認検査等訓練				○	
県営広域避難所開設訓練	○				
原子力防災講座等				○	

第2 訓練結果

1、各訓練細部結果

- 1 本部等運営訓練(初動対応訓練)【緊急時通信連絡訓練を含む。】
- 2 オフサイトセンター訓練
- 3 広報・情報伝達訓練【道路情報表示訓練を含む。】
- 4 緊急時モニタリング訓練
- 5 住民避難訓練
- 6 避難行動要支援者避難訓練(高齢者、入院患者)
- 7 学校等の避難訓練
- 8 避難誘導、交通規制等措置訓練
- 9 避難支援ポイント設置・運営訓練
- 10 緊急被ばく医療活動訓練(初期・二次被ばく医療、避難退域時検査、安定ヨウ素剤)
- 11 車両除染等訓練
- 12 県営広域避難所開設訓練
- 13 原子力防災講座等
- 14 米子市における原子力防災訓練
- 15 境港市における原子力防災訓練

本部等運営（初動対応）訓練

今年度の検証内容 （主要訓練項目等）	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
警戒事態発生時の初動対応、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における島根県・米子市・境港市等との連携及び対応要領の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の訓練において、米子市、境港市、西部総合事務所、衛生環境研究所との情報伝達及び情報共有を確認することができた。 ・OFCの活動状況、会議の開催状況等の把握に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OFC各機能班と鳥取県ブース連絡員との情報共有体制について精査を行うとともに連絡員の増員について検討を行う必要がある。 	
国、OFC、2県6市のテレビ会議による、各自治体の対応状況等についての情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議で、国から防護措置の実施が伝達されるとともに2県6市の対応状況を報告することにより円滑な情報共有がなされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議の開催時期、目的等を踏まえ、先行的に本県の対応方針を決定していく必要がある。 	
災害対策本部事務局内の連携確認	<ul style="list-style-type: none"> ・総務班、情報班、原子力班、広報班間の情報伝達及び情報共有について確認することができた。 ・原子力班と広報班での対応方針の確認し、資料作成をするなど連携した対応を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、各部の各機能班（被ばく医療、輸送、広域避難所、物資等）との連携や情報共有、県の対応方針（案）の取りまとめ等、図上訓練等を通じて継続的に取り組んでいく必要がある。 	

本部等運営（初動対応）訓練の概要



オフサイトセンター訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
オフサイトセンター内の情報を県庁災対本部と共有し、本部との連携を確認	初動対応段階で、オフサイトセンター各機能班の立ち上がりに時間を要したため、県庁災害対策本部への迅速な情報提供ができなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンター内の状況がどうなっているのか、逐次報告するなどの対応が必要。 ・OFC県ブースにおいて県の対応状況を確認できると良い。 	
オフサイトセンターからの情報の収集と連絡調整を確認	文章及び連絡事項等のやりとりを通し、機能班ブースと県連絡員ブースの階が異なる事から機能班の状況を把握する事が難しかった。	県連絡員の要員を見直すとともに、オフサイトセンター内での会議開催、事象進展などの重要事項については、全館放送するなど情報共有の方策を調整していく。	
通信手段の操作習熟、情報伝達について	原子力防災NWを用いた機器操作の習熟を行うことができた。	引き続き研修及び訓練等を通じて習熟を図っていく。	

オフサイトセンター訓練の概要

【日 時】

平成27年10月23日(金)9:00～15:00

【場 所】

島根県原子力防災センター

【概 要】

原子力災害合同対策協議会を通じた関係機関との調整・情報共有。



テレビ会議を活用した会議の開催



各機能班での活動



鳥取県等ブースでの活動

広報・情報伝達訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
報道機関への資料提供・報道要請 ホームページ、安心トリピーメール、 ツイッター等の独自広報	事象の進展に伴う広報の内容及び情報発信手順等の確認について、手順を再確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞等より多様なメディアの特性を活かした活用による住民への発信について検討を進める。 ・事態の進展に応じた住民に伝える内容の検討。 ・避難中の住民に対する放射線量率の各種情報の提供方針について検討する。 	
道路情報表示	道路情報表示訓練において、国土交通省、警察本部との連絡手順の確認が出来た。		
外国人・観光客等一時滞在者への広報・情報伝達	外国人・観光客等一時滞在者への広報・情報伝達において、観光事業団との連絡手順の確認が出来た。		

広報・情報伝達訓練の概要（1）

《報道機関等資料提供・独自広報発信 等》



《道路情報表示》



(災害情報提供システム)



ホームページ、トリピーメール、ツイッター等

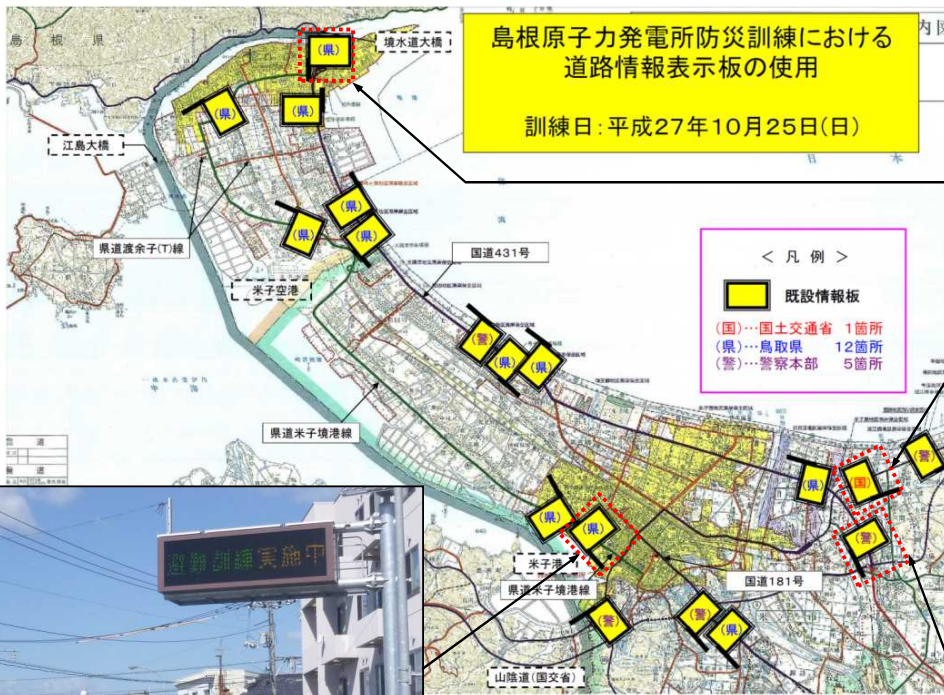
《外国人・観光客等一時滞在者への広報》

(夢みなとタワー)



広報・情報伝達訓練の概要（2）

広報・情報伝達訓練で使用した、道路情報板 位置図



鳥取県管理情報板



国交省管理情報板



鳥取県管理情報板

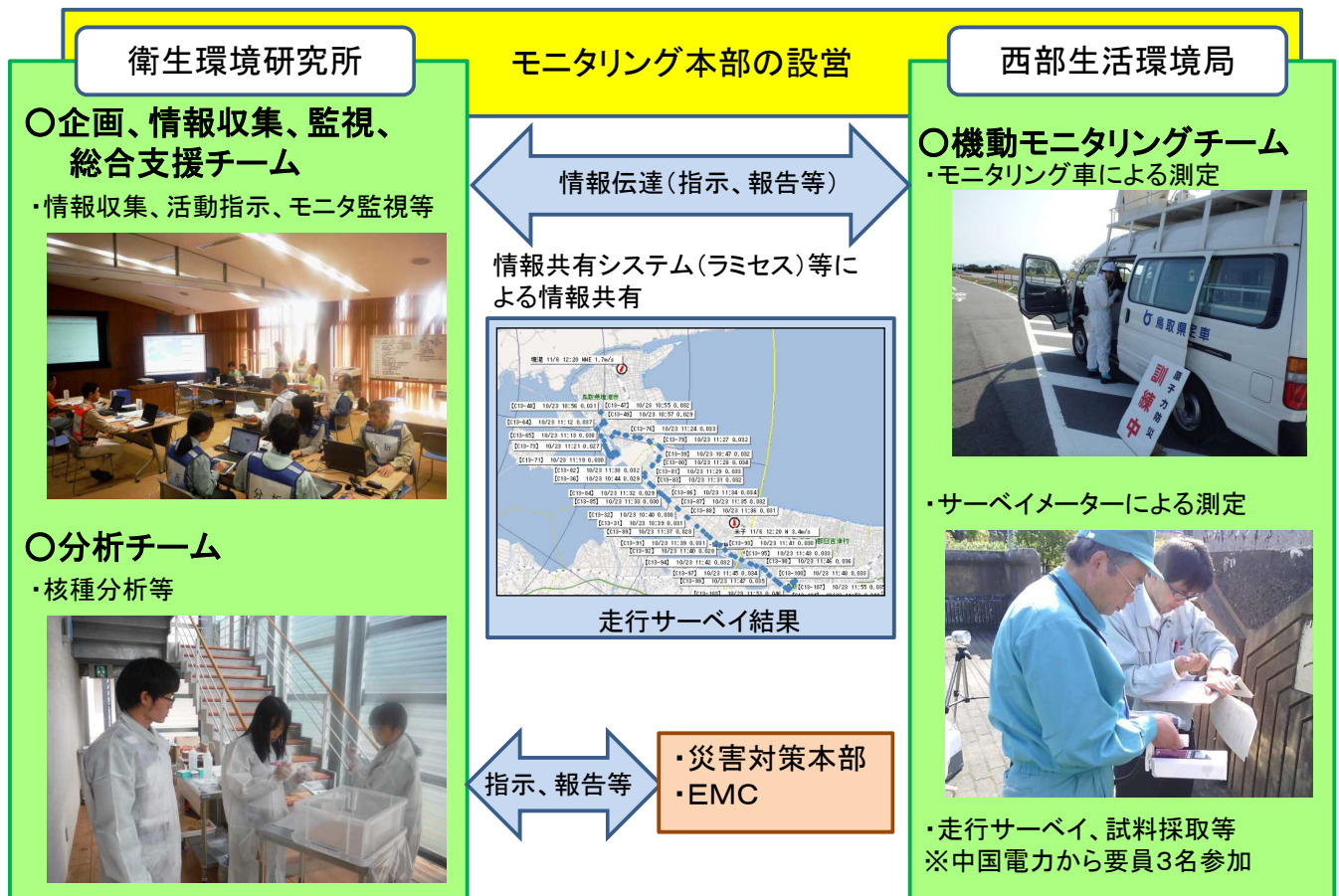


警察管理情報板

緊急時モニタリング訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
緊急時モニタリング 計画、実施要領に 基づく手順の確認、 計画・要領の検証	計画・実施要領に基づく手順の確認及び検証ができた。 モニタリング本部内での円滑な情報共有が課題。	今回の検証を踏まえ、今年度中に計画及び実施要領を改訂する。	
新たな資機材等の 活用、取扱いの習 熟、モニタリング技 術の向上	新たな資機材等の取扱いを確認することができ、メリットや課題の把握ができた。 ○走行サーベイ(連続測定) 迅速かつ効率的な測定が可能なことを確認。 ○情報共有システム(ラミセス) 現場－事務所間等の迅速な情報共有が行えた。 機器の取扱い習熟が課題。	訓練以外においても、日常的に使用、練習することにより、取扱いの習熟、技術の向上を図っていく。	

緊急時モニタリング訓練の概要



住民避難訓練（在宅要支援者等避難含む）

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
引き続きの多様な避難手段による住民避難の実施	①多様な避難手段を避難訓練に組み込むことにより、応用力を高める訓練となった。 ②海路による避難は、気象（特に海象）の影響を受けることを改めて確認するとともに、船舶の使用にあたっては、船・港湾管理者との調整など周到な準備と計画が必要であった。	①引き続き多様な避難手段を訓練に組み込んでいくとともに、より実践的な訓練内容を取り入れていく。 ②船舶は引き続き補完的手段とすることとし、使用できる場合に備えて訓練を行うとともに、輸送について、代替手段等の融通性の確保などが必要である。今回の訓練で検証できなかった事項（鳥取港への入港、避難退域時検査の実施、船舶側の受入対応等）について来年度以降の訓練で検証していく。	
手話通訳者による避難誘導を伴った聴覚障がい者の避難等	聴覚障がい者や外国人などに訓練に参加してもらうことで対応すべき課題等を抽出することができた。	聴覚障がい者や外国人などと支援者との同行避難について、引き続き来年度以降の訓練で検証していく。	
逃げ遅れた住民等の捜索、緊急避難	高機動車やヘリに加え、初めて自衛隊大型トラックを活用し、実効性や活用性を確認できた。	引き続き自衛隊と協力し、災害時の対応等について、実効性を高めていく。	

住民避難訓練（在宅要支援者等避難含む）の概要

船舶避難(中止)

バス避難

JR避難

緊急避難

避難退域時検査会場
 伯耆町B&G海洋センター

避難行動要支援者避難訓練【高齢者】

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害避難計画(入所・通所施設)の各事象進展時における対応及び手順等の確認 (施設マニュアルの検証) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮・命令及び実動の分担を予め明確に整理し、効率的に運営する必要がある。 ※状況を把握し、指示を出す責任者が自ら行動する傾向が見られた。他の職員に迅速・的確に指示を出し、状況報告を求めることの徹底が必要。 ・入所者等へ状況等を確実に伝える工夫が必要である。 ※館内放送を中心に情報提供したが、聞いておられない入所者が多かった。 ・通所施設の送迎時の迅速な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、施設の避難計画(マニュアル)の多くは標準的なものであるが、各施設の規模や状況に応じたより細かな対応・運用などを検討するとともに、繰り返しの訓練により実効性を確保する。 ・平素より避難計画の理解について職員に促すとともに、避難対象施設向けの研修会等の開催を検討する。 ・通所施設の送迎職員に迅速に状況を伝えるシステムづくりを促す。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の情報伝達及び連携の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び施設間の情報伝達手順が確認できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供及び伝達・収集について、今後も訓練等を通じて習熟を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難車両(バス)への乗車方法及び移送中の負担軽減及び体勢確保の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光バスは構造上、乗・降車時に対応可能な入所者が限られる。また職員の負担も大きく時間も要する。 ・座位が困難な入所者は4席必要。座位が可能な入所者についても長時間移送を想定し、負担軽減の対応は不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな製品を試し、座位の負担軽減に有効な物や乗降車に使用可能な物品がわかった。今後、必要な物品の整備について検討する。 ・観光バスでは乗降の際に職員が多く必要。移送者及び職員の負担軽減に加え、より安全な移送手段の確保について、引き続き検討を行う。 	

避難行動要支援者避難訓練【高齢者】の概要



災害対策本部設置



館内放送による情報伝達



情報説明



屋内退避に備えた対応



移送中等の必要物品の確認



入所者の移送(施設内)



入所者の移送(避難車両)



移送中の体勢確保検証



移送中の体勢確保検証

避難行動要支援者避難訓練【透析患者】

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
患者情報の伝達	透析患者を移送する際、クリニックで活用している患者情報シートを中央病院に送信したが、よく理解された	症例に応じた情報伝達シートを検討	
避難計画の検証、付添人等の体制	付添人は医師、看護師が行ったが、特段の問題なし	透析患者の対応はできたので、小児NICU等、より緊急性の必要な症例での訓練を検討	
患者をC-1・空輸することへの患者、付添人の負担感	相当な揺れで、患者、付添人とも相当な疲労、飛行酔いがあった	次年度は、防災ヘリ等での輸送を検討	

避難行動要支援者避難訓練【透析患者】の概要



新開山本クリニック(米子)から透析患者を搬送開始



透析患者をC-1に移送する西部消防局



C-1美保基地から20分のフライトで鳥取空港着率



東部消防局が救急車で中央病院へ搬送

学校等の避難訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
<p>①通信連絡訓練</p> <p>各学校等と関係機関との通信連絡訓練</p>	<p>避難計画に基づいて訓練を行うことで、原子力災害が発生した際の校内(園内)における対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握・確認することができた。</p>	<p>・各施設の状況に応じた避難計画に改善していく。</p>	
<p>②屋内退避訓練</p> <p>屋内退避、保護者への連絡等の手順確認</p>			

学校等の避難訓練の概要



＜境港総合技術高校における避難訓練＞

11月10日、近隣のあまりこ保育園、定福町自治会と合同で、地震による津波と原子力災害の発生を想定した避難訓練を実施した。
 同校は境港市指定の津波避難ビルで、原子力災害発生時の一時集結所ともなっている。

UPZ圏内の小中学校では、学校での避難訓練とは別に市教育委員会との通信連絡訓練も行うなど、原子力災害発生時における屋内退避や保護者への連絡等の手順を確認した。

避難誘導・交通規制等訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
災害警備本部等設置運営(各種通信機器を活用した情報収集・共有)	・住民避難訓練において、避難者数の把握に齟齬が生じるなど、情報の収集、集約、共有方法について検討が必要	・今後、訓練において、県災害情報システム、防災相互通信用無線機等を活用するなど迅速・的確な情報収集・集約・共有が図れるように改善を行う。 ※初動対応訓練(23日)において、防災相互用無線機を使用した通信訓練を実施しており、今後も積極的に活用する。	
原子力災害対策資機材を活用した避難誘導・交通規制等	・訓練では、交通量の少ない休日であることに加え、住民や車両の参加が限定的であるので、渋滞対策の検証に課題がある。	・避難経路の渋滞予想箇所の把握、その他問題点・課題を引き続き検討していくとともに、図上訓練等を通じて関係機関間の連携強化を図っていく。	
その他 (訓練シナリオ)	・訓練想定について、避難経路が地震・津波で走行できないなど、より過酷なシナリオでの訓練が必要	・より過酷な想定を盛り込んだシナリオでの訓練実施について検討する。	

避難誘導・交通規制等訓練の概要



一時集結所周辺の警戒状況



パトカーによる避難バスの先導



避難退域時検査会場の交通整理



ポイント交差点における交通整理状況(境港市立第二中学校先)



現地指揮所設置運営状況
(伯耆町B&G海洋センター)



住民避難状況の映像伝送状況
(JR後藤駅付近)



放射線防護服着脱訓練の状況
(ネクスコ管理事務所敷地内
～米子IC西側)



交通検問所設置状況
(ネクスコ管理事務所敷地内
～米子IC西側)

避難支援ポイント設置・運営訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
避難支援ポイント統括による避難支援ポイント全体の状況把握と各部門との連携確認	<ul style="list-style-type: none"> ・統括において、各部門から意見・要望等について対応することができた。 ・避難退域時検査会場内に統括を設置し検査状況が確認できたが、汚染対策等の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援ポイント統括の体制、役割、設置場所等を整理して、マニュアル作成に向けた検証等を引き続き行っていく。 	
避難支援ポイント統括と県災対本部との間の連携確認	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査会場の状況について県現地災対本部に無線機で情報伝達できた。 ・統括は現場トラブル等を本部に連絡して指示を仰ぐが、伝達だけでも時間と手間を要することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援ポイント統括と県現地災対本部との連絡方法として、電話、メール等の整備について検討する。 ・支援ポイントの中で完結できる横の連携体制づくりについて検討する。 	
避難退域時検査会場内に情報コーナーを併設し、避難住民への有用な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板等での情報提供は、大きな文字や図の使用で見やすくする必要あり。 ・iPadを設置する場合の盗難、破損対策が必要。 ・情報コーナーで避難住民が滞留して混雑した時の対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート結果から、避難住民が必要とする情報を把握して、情報コーナーで提供すべき情報の内容を精査する。 ・情報コーナーの設置場所、避難住民への対応等について検討する。 	

避難支援ポイント設置・運営訓練の概要



緊急被ばく医療活動訓練【初期・二次被ばく医療】

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
汚染の恐れのある傷病者の初期被ばく医療機関での受入れ体制	はじめの訓練で、事前研修等も行い、それなりの対応は実施できた 日常的に養生シート等を備蓄する必要がある	継続して取組み	
同上の救急搬送体制	救急車内の養生等も行い、搬送でも大きなトラブルなし。ただし、初動において、情報伝達にミスがあり、出勤が遅れた	継続して取組み 傷病者の応急処置等の訓練の強化	
同上の二次被ばく医療機関での受入れ体制	はじめの訓練で、事前研修等も行い、それなりの対応は実施できた 日常的に養生シート等を備蓄する必要がある 内部被ばく量の測定等のより多くの職員に対する使用方法の徹底	継続して取組み	

緊急被ばく医療活動訓練【初期・二次被ばく医療】の概要



陸上自衛隊第8連隊の救急車が境港総合病院到着



汚染のおそれのある傷病者の怪我等の処置と除染



二次被ばく医療機関の鳥大病院での除染等



ホールボディカウンタで内部被ばく量の測定

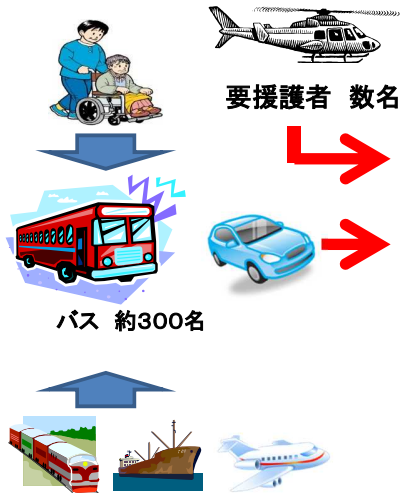
緊急被ばく医療活動訓練【避難退域時検査（人の体表面検査）】

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
事象進展に応じた避難退域時検査の準備について	緊急通報があった場合には、避難退域時検査の準備をすることになっているが、どの時点でどの程度の準備をすればよいのか不明であった。	福祉保健局関係者全員への連絡・待機指示、避難退域時検査会場設営業者への連絡・準備指示等、事象の進展に応じた具体的な手順を検討し、マニュアル等を修正する。	
会場での情報の見える化について	会場内の掲示物について、多言語化が十分でないものがあつた。また、文字が小さく見にくいので、一目で分かる大きな掲示物がよいとの意見があつた。	避難退域時検査にかかわらず、避難支援ポイント全体で、多言語化に向けた統一基準作りが必要。また、掲示物を大きくする工夫も必要。	
スムーズな導線の確保について	測定終了後の待合が混雑し、測定を中断する場面があつた。	すべての検査会場において、既に配置図を作成済であるが、更にスムーズな導線となるよう見直しを行う。	

緊急被ばく医療活動訓練【避難退域時検査（人の体表面検査）】

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
簡易除染手順の明確化について	除染の仕方の説明方法、汚染した手荷物の取扱い等で戸惑うことがあつた。	マニュアルに一通りの規定はあるが、体表面の測定と異なり、住民とやりとりしながら実施する作業のため、未経験者でも流れが分かりやすい作業フロー図の作成を検討する。	
避難退域時検査会場内の汚染防止・汚染拡散防止対策について	会場内の汚染防止及び汚染拡散防止対策を行い、作業員への汚染を防止することが必要である。	測定者の汚染防止対策や、測定値の高い場合の拡散防止策を検討する。また、会場内のバックグラウンド線量を定期的に測定し、表示する。	

緊急被ばく医療活動訓練【避難退域時検査（人の体表面検査）】概要



避難退域時検査会場（伯耆町岸本B&G海洋センター）



避難退域時検査・簡易除染

- ①受付・説明・誘導
- ②1次避難退域時検査
- ③簡易除染
- ④2次避難退域時検査
- ⑤健康相談



訓練の目的

- 新マニュアルによる避難退域時検査及び簡易除染手順の確認
- 避難住民検査の代用として実施する車両検査との連携を確認
- 避難退域時検査動員者への実態に即した指導方法の手順確認

緊急被ばく医療活動訓練【避難退域時検査（人の体表面検査）】



【検査実績】
検査人数：延べ352人
測定時間：1分12秒/人



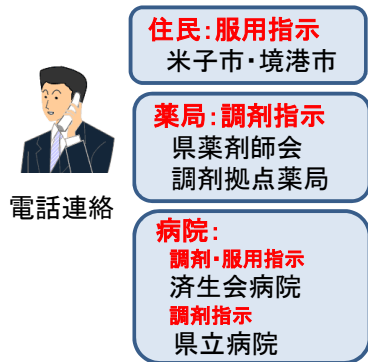
緊急被ばく医療活動訓練【安定ヨウ素剤】

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
安定ヨウ素剤の服用指示、調剤指示の伝達	・調剤指示の伝達が、一部円滑に行かないところがあった。	・安定ヨウ素剤に関連する緊急連絡先の精査を行うとともに、関連施設での日頃からの組織内での情報共有を促す。	
安定ヨウ素剤の調剤、配送	<p><調剤></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤時における作業実務上の改善提案(薬剤の計量、調剤器具に関するもの)等があり、確認・精査が必要。 ・分注後の液剤の容量別の表示が必要と考えられた。 <p><配送></p> <ul style="list-style-type: none"> ・液剤の配送時の注意事項(衝撃を与えないなど)の共通認識が必要である。 ・配送前後の受渡しに関する記録が必要である。 	<p><調剤></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状において実務的に改善可能な事項については検討・対処する。 ・根本的な改善策として、国に対し、メーカーでの乳幼児用製剤(ゼリー剤等)の開発又は輸入品の承認を継続要望する。 <p><配送></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配送時の注意事項や受渡し記録について、マニュアルに明記。 	
一時集結所、避難退域時検査会場における安定ヨウ素剤の服用説明、模擬服用	<p><一時集結所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明が住民に確実に聞こえるように会場の状況に応じて、拡声器を使用するなど工夫が必要。(バスに乗り込んでの説明も有用であることも示唆された。) <p><避難退域時検査会場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤未服用の方を円滑・確実に配布コーナーへ誘導するためのアナウンス、表示等を明確に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集結所及び避難退域時検査会場の運営体制において、改善を図る。 	

緊急被ばく医療活動訓練【安定ヨウ素剤】の概要

【訓練内容】 ①伝達訓練(服用・調剤指示の伝達)、②調剤訓練(調剤拠点薬局・病院での調剤)、③配送訓練(調剤拠点薬局等から一時集結所等への配送)、④服用説明・模擬服用(一時集結所)、⑤服用説明・模擬服用(避難退域時検査会場)

① 伝達訓練(服用・調剤指示)



② 調剤訓練



③ 配送訓練



④・⑤ 服用説明・模擬服用



予防投与の流れ

受付・説明

- ① 受付・対象年齢確認
- ② 効果・副作用等の説明資料の配布
- ③ 問診票記入
- ④ 薬剤配布・服用
- ⑤ 質問等への対応(単純なもの以外には、基本的に専門職が対応)

丸剤(液剤)配布・服用

- ① 中学生以上 丸剤 2丸
- ② 小学生 丸剤 1丸
- ③ 未就学児
 - ア 新生児 液剤 1ml
 - イ 3歳未満 液剤 2ml
 - ウ 3歳以上 液剤 3ml

緊急被ばく医療活動訓練【安定ヨウ素剤】の概要



調剤訓練



説明・服薬(一時集結所)



模擬服用(避難退域時検査会場)



説明・配布(避難退域時検査会場)



配送訓練

車両確認検査等訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
国が作成した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づいた車両への検査及び簡易除染の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度はゲートモニター及び自家用車の除染を実施するための設備を用い、迅速かつ円滑な車両除染の実効性が確認できた。 ・避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな導線の検討並びに迅速に実施できる体制の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きゲートモニターの有用性や実用性を検証していく。 ・周辺道路も含めた車両の動線等について、今回の訓練結果を基に、再検討を行う。 ・車両除染が速やかに行える態勢の確保のため、緊急調達が困難なシートや汚染水貯留容器等の備蓄などを検討していく。 	
動員体制の検証等	<ul style="list-style-type: none"> ・タイベックやアノラックを着用しての作業には、予想以上に動員者の身体に負荷がかかった。 ・測定時に時間を記録する必要があったが、放射線防護服着用時に腕時計等を見ることができなかった。いことから別途時計が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気温等によるが交代要員を準備するなど休憩が取れる体制の検証を行っていく。 ・準備物品等について、再検証を行い、必要な物品等を事前に準備するなどの必要な見直しを行う。 	

車両確認検査等の概要



- ①ゲートモニター(γ線測定)により放射性物質の付着の有無を判断。
- ②基準値(40,000cpm)以上のβ線放射性物質の付着の有無を検出器による測定により確認。
- ③基準値以下になるまで除染を実施。

県営広域避難所開設訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
動員者による県営広域避難所(居住スペース)の設営	実際の対応時に想定される動員職員のみで実施した結果、事前の開設マニュアルの整備等により円滑に設営できることが確認できた。	訓練未実施の施設での県営広域避難所開設訓練を順次、実施していくとともに、訓練を通じて得られた課題等を計画等に反映させ、実効性の向上を図る。	
職員の動員手順の確認	動員計画に規定する手順どおりに実施できることが確認できた。	訓練では計画に沿った手順を円滑に実施できたが、実際の有数の際は多人数を同時並行で動員する必要がある、輻輳や遅延が懸念される。スピードを第一に動員対応できる体制構築(業務従事職員の習熟訓練等)を引き続き行っていく。	

県営広域避難所開設訓練の概要

【日時】 平成27年8月25日(火) 9:00~12:00

【場所】 とりぎん文化会館 展示室

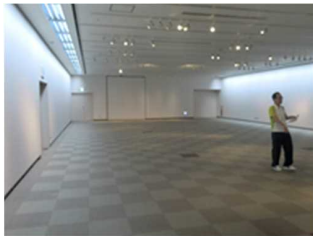
【概要】 ・動員者による県営広域避難所(居住スペース)の設営
 ・職員の動員手順の確認

※住民避難訓練(船舶)参加者の県営広域避難所の見学については、当該訓練の中止に伴い未実施

【訓練の様子】

・段ボールの敷設(91名分)約25分/8名で敷設

＜敷設前＞



＜敷設作業＞



＜敷設後＞



・間仕切り段ボール設置(12区画、24名分)約50分/8名で設置 ※実際には避難者と協力して設置

＜設置作業＞



＜設置後＞



＜設置後＞



原子力防災講座等

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
訓練参加住民への放射線基礎や原子力防災についての知識・理解の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線の基礎や放射線による人体への影響等について理解を深める講演となった。 ・障がい者・外国人と手話・通訳者等と一緒に座れる専用席を設けることにより、障がい者・外国人への配慮ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き講演会を通じて放射線の基礎や放射線等に関する知識・理解の普及啓発を図る。 ・今回の講演会に加えて、避難先確認訓練、原子力防災現地研修会(見学会)、普及啓発用パンフレット配付等の様々な形で普及啓発に取り組んでいく。 	
訓練展示を通じた訓練参加住民への災害全般への知識・理解を深めていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤルの利用体験、衛星携帯電話等の展示、災害時の通信復旧や福島事故時の活動状況等に関するパネル展示を行うことで、知識や理解を深めることができた。 ・訓練会場の展示スペースが狭く、車両等の資機材展示ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示内容や展示団体の拡充を図り、一般住民により一層の原子力防災の知識や理解を深めていただく。 ・災害時に活動する車両等の展示スペースを確保できるように、訓練展示の場所について検討する。 	

原子力防災講座等の概要

【目的】

原子力防災訓練の参加住民に、原子力防災や放射線等についての知識・理解を深めていただく。

【参加者】

米子市・境港市住民（避難訓練参加者）317名

【場所】

（原子力防災講座） 伯耆町農村環境改善センター
（展示等） 伯耆町B&G海洋センター前

【内容】

（原子力防災講座）

- 演題 ～放射線とその影響について～
 - ・放射線の基礎や人体への影響等
 （講演時間約30分を3回開催）

○講師

広島国際大学 保険医療学部診療放射線学科
准教授 林 慎一郎（はやし しんいちろう）氏

（展示等）

- 災害時の通信機器等の展示や災害発生時の活動等を紹介したパネル等を展示
- 参加機関
 - 自衛隊鳥取地方協力本部
 - NTT西日本鳥取支店
 - ドコモCS中国鳥取支店
 - ソフトバンク株式会社
 - KDDI株式会社



講演の状況

※障がい者・外国人と手話・通訳者の専用席を設置



訓練展示ブースの状況

その他

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
避難退域時検査会場の効率的な設営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・会場準備については、設営の手間と時間がかかる。 ・また各種の事前準備資機材を緊急に集積させるとともに、養生シートなど緊急調達が困難な資機材がある。 	会場準備に必要な資機材については、事前に標準化し、あらかじめセット化しておき、必要時に緊急輸送できるよう事前の整備を検討する。	

米子市実施訓練

初動対応訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
①災害対策本部等の運営 ②通信連絡・伝達	①参集から災害対策本部会議の開設及び各段階における運営要領を演練し、初動対応能力を向上した。 ②オフサイトセンター派遣要員からの情報の入手、またTV会議により関係機関等との情報の共有を図ることができた。	配置及び情報収集機能等を含む災害対策本部の更なる充実、見直しについて研究する。	

オフサイトセンター訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
①市災害対策本部等関係機関との連携確認 ②原子力災害対策に必要な情報収集及び共有 ③様々な通信連絡・伝達手段の操作習熟	派遣した米子市ブース要員と必要な情報等について共有を図るとともに、連携要領について資を得た。 また、機能班要員を派遣し、原子力災害合同対策協議会等の円滑な諸活動の推進に寄与した。	データ等の送信に加え、電話による補完を実施し適時性及び確実性の向上を図る。	

住民避難訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
①避難広報 ②多様な避難手段 (バス、JR、陸自ヘリ 等)による住民避難 ③避難行動要支援者 避難訓練 ④一時集結所の運営 ⑤避難状況の把握	①防災無線及び消防団による 避難広報を実施した。また、外 国人を対象とし英語による避 難広報及び英語表記による避 難誘導を実施した。 ②多様な避難手段による避難、 パトカー及び消防車等の先導 による円滑かつ迅速な避難を 実施した。 ③避難行動要支援者に対し、 リヤカーを利用した搬送、聴覚 障がい者に対し要約筆記、外 国人に対し通訳等の支援者を 配置し、整齊と避難を実施した。 ④開設から安定ヨウ素剤の説明、 避難案内まで一連の活動を 実施した。 ⑤報告リスト(報告時期、発話 要領等)を作成し、各結節ごと に避難状況を報告させ、掌握 要領について確認した。	①英語以外の言語による広報 及び表記の充実を図る。 ④住民の不安解消のためには 正しい情報の提供が必要であ り、一時集結所に対する最新情 報等の提供について配慮する。	・昼食喫食 (時間、場 所)につい ての配慮を 要望する。 ・避難退域 時検査会場 における安 全かつ効率 的な動線に ついて配慮 を要望する。

初動対応訓練の概要

災害対策本部会議



- 部員の参集及び災害対策本部の設置
- 災害対策本部会議の実施
 - ・ 中国電力からの事故内容の説明
 - ・ 進展に応じた関係自治体等の状況報告
 - ・ TV会議による情報共有



オフサイトセンター訓練

災害警戒本部



- 要員2名を派遣
 - ・ 機能班員として原子力災害合同対策協議会
の円滑な進行に寄与
 - ・ 米子市ブースにおける情報収集及び市災害
対策本部等への情報提供
- 災害警戒本部の設置、運営
 - ・ 情報収集及び活用

住民避難訓練

一時集結所



JR避難



陸自による避難



- 避難広報
防災無線及び消防団による避難広報を実施した。
一部、英語による避難広報及び誘導を実施した。
- 多様な避難手段による住民避難
彦名地区の住民133名を緊急車両の先導のもとバス、JR、陸自ヘリを活用し、整齊かつ迅速に避難することができた。また、一連の避難行動を通じ、参加住民に対し、避難計画等の理解促進を図ることができた。
- 避難行動要支援者の避難
聴覚障がい者3名、外国人9名に対し要約筆記、通訳等を配置し、避難を完了させた。
- 一時集結所の運営
一時集結所の開設から安定ヨウ素剤の説明、避難案内までの一連の活動を実施した。
- 避難状況の把握
掌握リストを作成するとともに、各結節において避難状況を報告させ、掌握要領について確認した。

パトカーによる先導



英語による避難広報



境港市実施訓練

境港市における原子力防災訓練

今年度の検証内容 (主要訓練項目等)	教訓事項	改善事項及び 今後の方向性	備考
多様な避難手段の 検証(バス・JR・ヘ リコプター・自衛隊ト ラック等)	一時集結所、JR各駅と避 難バス乗降場所の整理	広域住民避難計画に一時集結所 の再検討と避難バス乗車場所を 記載	
要支援者の避難支 援	介助者の確保とリヤカー等 搬送用資機材の配備と普 及	自主防災組織活動の強化	
実態に即した住民 避難の実施	汚染、被ばくを防ぐビニ ール合羽、マスク等の着用の 普及・啓発	・PTA等、若い年齢層への原子力 災害に対する説明会開催等、広 報啓発活動の推進 ・住民避難計画等を含めた原子力 防災に対する更なる普及啓発が 必要	
職員の原子力防災 業務の習熟	安定ヨウ素剤の服用説明 等、職員に対する原子力防 災業務の知識の普及	職員に対する原子力防災業務に ついての定期的な啓発の実施	

境港市における原子力防災訓練の概要①

1 災害対策本部運営訓練等

原子力防災ネットワークシステムを第一会議室に整備して
 災对本部会議を行った

災对本部会議を実施するとともに
 2県6市のテレビ会議では、市長が
 原子力災害対策の実施状況や住民広
 報について報告した

<主な成果>

- ◆中国電力の情報連絡員から、事象
 想定について専門的に詳しく説明
 を受けることができた



災对本部訓練

2 住民避難訓練

(1) 参加住民数等

地区名	渡	誠道	境	上道	(渡)	(誠道)	合計
参加者数	25	18	24	30	4	4	105
集結所数	3	2	4	4	(1)	(1)	13
避難手段	バス		バス+JR		自衛隊トラック		



ビニールガッパを着用し、JRで避難する住民

境港市における原子力防災訓練の概要②

2 住民避難訓練

(2) 避難訓練の状況

一時集結所に参集後、バス、JR
 を使用した避難訓練を実施

<主な成果>

- ◆一時集結所の周知、避難手順や
 安定ヨウ素剤の服用等、原子力
 防災の理解促進が図れた
- ◆防災関係機関との連携が深まった



3 要支援者避難訓練

地区名	境	上道	被ばく 医療	合計
参加者数	4	4	2	10
集結所数	2	1	1	4
避難手段	自衛隊車両+ヘリコプター		自衛隊車両	

車いすやリヤカにて一時集結所避難後、自衛隊車両を
 経て、ヘリコプターにて避難退域時検査会場へ

<避難の状況>

①要支援者の緊急避難

一時集結所まで、リヤカーや車いす、
 徒歩で参集後、自衛隊高機動車により
 美保基地からヘリコプターで伯耆町の避難退域時検査会場B & G海洋センターへ



境港市における原子力防災訓練の概要③

②緊急被ばく医療活動訓練

自衛隊救急車両で境港済生会総合病院に搬送後、鳥取大学医学部付属病院へ

③自衛隊トラック搬送訓練

逃げ遅れた住民・要支援者を想定し、一時集結所から自衛隊トラックで避難退域時検査会場まで搬送

④高齢者施設訓練

本部⇄担当課⇒避難指示等情報伝達を行った高齢者施設の避難計画（マニュアル）に沿った訓練を確認

<主な成果>

- ◆自衛隊等関係機関との連携確認
- ◆要支援者の避難支援に対する理解

4 安定ヨウ素剤（水剤）配送訓練

調剤拠点薬局から担当する7カ所の一時集結所に配送する訓練を実施

5 学校、保育所・幼稚園等の訓練

通信連絡訓練、屋内退避訓練を実施



自宅から自衛隊車両で初期被ばく医療機関へ搬送



自衛隊トラック搬送訓練



こうほうえんの様子

2、訓練評価員評価結果

鳥取県原子力安全顧問、他県職員に訓練評価を依頼。
⇒第三者評価により、PDCAを回すことが目的

1、訓練評価の分担

訓練項目	評価者
本部等運営訓練	青山顧問、神谷顧問、西田顧問、藤川顧問、徳島県
住民避難訓練	青山顧問、関西広域連合
避難行動要支援者避難訓練	青山顧問、占部顧問、遠藤顧問
緊急被ばく医療活動訓練	占部顧問、青山顧問、遠藤顧問、関西広域連合
緊急時モニタリング訓練	岡山県

2、評価結果

(1) 全般評価

各評価項目ともおおむね的確との評価であった。

良好な点	改善を要する点
<p><本部等運営訓練></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部内及び関係機関との情報伝達、情報共有については速やか、かつ適切に行われたとの評価であった。 ・テレビ会議で関係機関の対応状況を共有するなど有効に機能していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線モニタリング情報や、県モニタリング本部の対応状況を本部内にも表示した方が良い。 →対策本部レイアウトも含め改善していく。 ・TV会議での発言にあたっては、「〇〇県〇〇です。」のように誰の発言であるがわかるようフォーマットを定めた方が良い。 →国、島根県と協議し、改善していく。 ・EALが移行(1~3)する際は、該当するプラントの状態を確認した方が良い。 →原子力班マニュアルに盛り込む。
<p><緊急時モニタリング訓練></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施にあたり、各評価項目とも適切に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の取扱いの習熟や要員に対するモニタリングの目的、数値の信頼性等に関する教育訓練の充実が必要と考える。 →研修の実施、機能別訓練の実施等により充実化を図っていく。

良好な点	改善を要する点
<p><住民避難訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難を行う住民の服装(帽子、長袖、長ズボン)について、概ね適切な措置がなされていた。 ・避難者誘導について、適切な対応がなされていた。 ・避難支援ポイント情報コーナーにおいて、ガソリンスタンドやコンビニの場所が掲示されており、昨年度訓練での教訓が反映されていた。 ・毎年、訓練の中に多様な避難手段が組み込まれており、応用力を高める有効な訓練となっている。 	
<p><避難退域時検査訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定された測定手順に変更され、遵守されていた。 ・バックグラウンドの空間線量率の測定・掲示が適切になされていた。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・レインコートを着用していた人が、検査の前に脱いでしまうケースが見受けられた。 →住民の方に対して、検査の方法や流れ等も含めた普及啓発を行っていく。

良好な点	改善を要する点
<p><安定ヨウ素剤予防投与訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の服用目的、防護効果、副作用等について質疑応答も含めて丁寧に説明されていた。 	
<p><初期被ばく医療訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部被ばくの可能性について確認するなど適切な対応が取られていた。 ・初期被ばく医療機関から2次被ばく医療機関への連絡が適切になされていた。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送対象者の情報伝達に不十分な点があった。 →訓練等、継続的に取り組みを行っていく。 ・被ばく医療機関内で養生の不十分な部分があった。 →養生シートの備蓄を行っていく。
<p><車両検査、除染></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の付着しやすい場所(ワイパーなど)を重点的に除染、計測がなされていた。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バスを除染する際の洗浄水の飛散防止策を検討いただきたい。 →専門家の意見を確認するとともに両県の訓練ふりかえり会議等で検討していく。 →車両除染に必要な資機材等について、整備を行っていく。

3、関係機関からの意見等

【JR避難】

今回3度目の訓練であり、おおよそ鉄道を使用した「多様な避難手段の検証」という目的については達成できたのではないかと考える。

【ヘリ避難・患者輸送等】

- ・飛行場使用目的(訓練目的)により、県の担当者がそれぞれ基地に対し、調整を実施しており、調整抜けや情報の食い違いがあり、受け入れ部隊として混乱することがあった。
- ・基地内立入り等に関し調整要領等を認識している所属としていない所属があった。
- ・県からの調整窓口を一本化してほしい。
- ・訓練担当者の情報の共有化により意思統一を図ってほしい。

【船舶避難】

- ・8月25日実施予定だった訓練は、巡視船の運用の都合から参加できなかったが、実災害発生の際でも、限られた勢力で本来業務を遂行しつつ、可能な範囲で住民避難に協力することとなる。
- ・船舶を使用した住民避難は一度に大量の人員を搬送可能ではあるが、使用する船舶の大きさにより使用港湾が制限されることのほか、海上模様で運航が左右される。
- ・巡視船艇がUPZ圏内で活動する場合には、船舶側の養生やゾーニング等の防護対策の措置の必要があり、実際に避難住民を乗船させることができるまでに相当の時間が必要である。また船内汚染を防止するため乗船前のスクリーニングが必要。
- ・乗船は自力徒歩によるのが原則であり、車イス利用者、歩行困難者の乗下船は困難である。
- ・船艇勢力による住民避難が必要な場合は、鳥取県所属船舶の活用も考慮すべき。

【車両確認検査等】

- ・休憩時間・場所等がなく、3時間立ち続けの作業となったことから、交代要員の確保した要員派遣としていただきたい。
- ・タイベック、ゴム手を着用するので、測定記録に時刻の記載をするための、時計の準備をお願いしたい。
- ・車両除染時デモ時に測定器の借用依頼があったが、スクリーニング車両が到着したため返却していただいた。測定器を車両除染デモ用に準備していただきたい。
- ・屋外では風が吹いていることから、水が飛び散らないよう対策が必要。

4、避難訓練参加住民アンケート結果

平成27年10月25日（日）に実施した、住民避難訓練参加住民等にアンケートを実施。（総回答数は、261名）

Q1～4	回答者の属性に関する質問	
	アンケート結果	評価・対策等
	参加者の男女比は8：2で、60歳以上が約7割を占めている。	昨年度：男女比7：3、60歳以上が約6割
Q5	災害発生時の避難の際の知りたいこと等	
①避難指示の情報を知る方法、③避難の方法は、約4割の方が知りたいと回答	避難指示などの情報伝達方法や避難の方法について、引き続き住民への周知を図っていく必要がある。	
Q6	新たに設置した「情報コーナー」での提供情報	
災害時の状況（天候、道路情報、発電所の状況など）や避難経路や携帯等充電コーナーを提供してほしいとの意見	必要な情報、提供方法等について、更に検討していく。	
Q7	段階的避難の周知状況	
知っている（85人）に対し、知らない（125人）と回答した数が上回った。	住民へ広域避難計画の内容が浸透していない。 →より一層の周知を行うとともに理解を深めていく必要がある。	

Q8	避難の手段	
	アンケート結果	評価・対策等
	5割以上が自家用車での避難を選択した。	<ul style="list-style-type: none"> ・年配の参加者が多く、バス等での避難が予想より多くなった。 ・バス等での避難希望の住民が一定数いる。 →引き続きバス等の確保に向けた対策を行う。 →多様な避難手段を検討していく。
Q9	自家用車避難を選択する理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・約8割が避難所到着後も移動しやすいとの理由を選択。 ・一方で家族内に高齢者、障がい者、ペット等がいるとの理由により家族全員で避難できる自家用車を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難後の生活を考え自家用車避難を選択している傾向がある。 →避難所及びその周辺での駐車場確保等についても確認していく。 	
Q10	バス・JR等避難を選択する理由	
回答された方の6割以上が自家用車は交通渋滞や事故の心配があるを選択。	広域避難計画、とりわけ段階的避難の住民周知を行うとともに、更に渋滞解消のための方策を検討していく。	
Q11	その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の継続的な実施の要望。 ・放射線の知識への関心。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者の訓練参加の提案。 ・円滑な訓練運営への意見。 	

5、成果・課題等

【Plan】

- ・ 地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正(H27.8.24)
- ・ 社会福祉施設、医療機関等の避難計画策定

計画策定
(平成27年度修正)

P

【Do】

- ・ 原子力防災訓練(10.23、25)
 - ①新たに整備した資機材(ホールボディカウンタ、モニタリング共有システム)の運用
 - ②高齢者施設及び医療機関等の避難計画の検証
 - ③国マニュアルに基づく避難退域時検査の実施
 - ④自衛隊等の実動機関による要支援の把握、救出等の緊急対処訓練の実施

平成27年度修正
計画の検証

D

【Action】

- ・ 計画の見直し
 - ①被ばく医療体制の見直し
 - ②訓練の実施、検証結果に伴う修正部分

平成28年度分の
修正に反映

A

【Check】

- ・ 原子力防災訓練等の検証
- ・ 原子力安全顧問等の意見の反映
- ・ 住民からの意見(パブリックコメント等)

C

訓練の成果及び今後の対応

【本部等運営訓練(10月23日)】

○良好な点

- ・ 県、市、O F Cとの情報伝達がテレビ会議等の各種情報提供手段を活用しながら円滑になされていた。また、同様に本部内での情報共有も適切に行われていた。

○改善を要する点

- ・ 車両の確保に関して、県外のバス(国、関西広域連合等)や国の実動機関へ要請を行うことを想定しておくとともに具体的な要請手順を明確化しておくこと。
- ・ 計画において、あらかじめ必要数を確保することとし、自治体不足分の確保についても責任を明確にしておく。
- ・ 被ばく医療については、島根県側からの支援要請にも対応できるよう島根県等を情報共有を行うこと。
→国(内閣府)・島根県等と確認を行い、今後作成していく「島根地域の緊急時対応(内閣府)」に盛り込む。

【住民避難訓練（10月25日）】

○良好な点

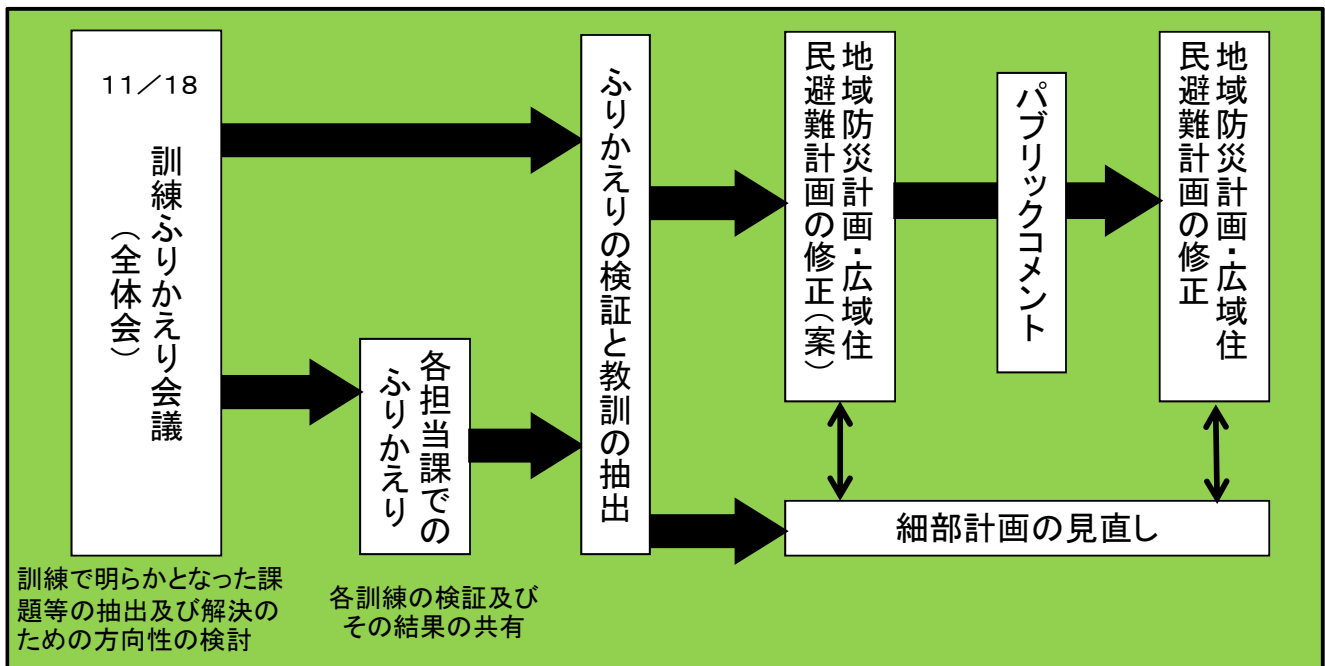
- ・多様な避難手段を組み込むことにより、応用力を高める訓練になっている。
- ・避難退域時検査については、国マニュアルに基づく新たな測定手順で訓練が実施され、迅速化と有効性が確認できた。
- ・避難退域時検査会場の避難支援ポイントにおいて、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアの場所などが掲示されており、昨年度訓練から改善がなされた。

○改善を要する点（→検討の方向性）

- ・避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな導線の確保について検討し、円滑な避難に繋げること。
→今回の訓練結果を基に、再検討する。
- ・車両除染が速やかに行えるよう資機材等を確保すること。
→今回の訓練で有用性が確認されたので、緊急調達が困難なシート、汚染水貯留容器等について備蓄を検討する。

6、今後の進め方

平成28年3月



・計画の修正と並行し、島根地域の緊急対応についても内閣府、島根県等と平成27年度末を目途に作成する。

第3 实施内容

この計画は、10月25日（日）の住民避難訓練等についての構想を具体化したものである。

1 目的

原子力防災体制の見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、より実態に即した住民避難訓練を実施し、鳥取県広域住民避難計画等の検証と実動性の継続的向上を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 引き続きの多様な避難手段の検証
- (2) 新たに示された国マニュアルに基づく避難退域時検査の実施及び検証
- (3) 高齢者施設及び医療機関等の避難計画等の検証

3 日時

- (1) 住民避難訓練等（船舶避難除く）
10月25日（日） 9：00～15：00
- (2) 機能別訓練
 - ア 初動対応訓練
10月23日（金） 8：30～15：00
 - イ 住民避難訓練（船舶）等【訓練中止】
8月25日（火） 9：00～17：00

※詳細については別途、実施要領に定める。

4 場所

訓練場所（会場）	
鳥取県施設	鳥取県庁、西部総合事務所、衛生環境研究所 等
米子市内	米子市役所、陸上自衛隊米子駐屯地 等
境港市内	境港市役所、航空自衛隊美保基地、境港 等
伯耆町内	岸本B&G海洋センター、農村環境改善センター
その他	島根県原子力防災センター（松江市）、鳥取空港（鳥取市） 等

5 参加機関等

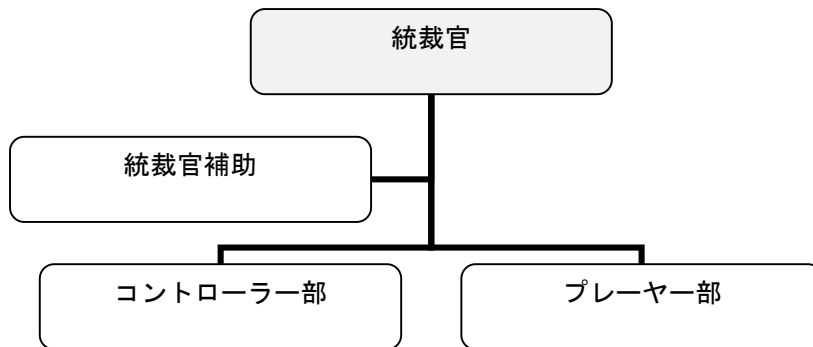
- (1) 主催
鳥取県、米子市、境港市
※2県6市の共同訓練（島根県側は、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市）
- (2) 参加機関

	参加機関
国等	島根原子力規制事務所、境海上保安部、陸上自衛隊第8普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第3輸送航空隊、自衛隊鳥取地方協力本部
市町等	米子市、境港市、西部町村、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、鳥取県西部広域行政管理組合消防局

県等	<input type="checkbox"/> 鳥取県庁 ・危機管理局（○原子力安全対策課、危機管理政策課、危機対策・情報課、消防防災課、消防防災航空センター） ・元気づくり総本部（広報課） ・地域振興部（教育・学術振興課） ・福祉保健部（福祉保健課、長寿社会課、健康政策課、医療政策課、医療指導課） ・生活環境部（水・大気環境課、衛生環境研究所） ・県土整備部（技術企画課、道路企画課） ・西部総合事務所 <input type="checkbox"/> 教育委員会 教育総務課、小中学校課、高等学校課 <input type="checkbox"/> 鳥取県警察 鳥取県警察本部（警備第二課）、米子警察署、境港警察署 <input type="checkbox"/> 境港管理組合
その他	西日本旅客鉄道株式会社、中国電力株式会社、病院関係 等

6 編成、役割

(1) 編成基準



(2) 主要編成（基準）

	区分	役割
■統裁官	知事（兼訓練参加）	訓練責任者（訓練統制）
・統裁官補助	原子力安全対策監	統裁官の支援
○コントローラー部	原安課長	訓練の統制補助
・進行管理班	原安課長（兼）	状況付与、進捗状況の把握、安全管理、リエゾン派遣、広報
・評価班	原安課	訓練評価
・後方支援班	原安課	
○プレーヤー部	原子力安全対策監（兼）	訓練参加
・県対策本部	原子力安全対策監（兼）	
・県現地対策本部	副知事	西部総合事務所派遣
・オフサイトセンター	統轄監	OFC派遣

・本部等運営	原安課	統括
・オフサイトセンター	原安課	統括
・広報・情報伝達	広報課等	統括
・緊急時モニタリング	衛生環境研究所	統括
・住民避難（聴覚障がい者及び外国人含む）	原安課	統括
・避難行動要支援者（聴覚障がい者及び外国人除く）	福祉保健部の計画による	統括
・学校等の避難	教育委員会等	統括
・避難誘導、交通規制等措置	警察本部	統括
・避難支援ポイント設置・運営	原安課	統括
・緊急被ばく医療活動	福祉保健部の計画による	統括
・車両確認検査等	原安課	統括
・原子力防災講座等	原安課	統括
■米子市	米子市の計画による	
■境港市	境港市の計画による	

7 訓練準備

(1) 方針

各機関との調整を密接に行い、訓練準備を先行的に進める。

(2) 要領

会議の開催

2県6市の訓練について、全体部分の認識の共有、合意形成、調整等を行うための主要機関会議及び鳥取県内で実施する訓練部分について、県内関係機関等と認識の共有、合意形成、調整等を行うための調整会議等を実施する。

8 訓練内容等

(1) 訓練区分

訓練項目	主な訓練内容
本部等運営 (初動対応)	【10/23 実施】 県災害対策本部運営、2県6市の首長によるTV会議、関係機関との通信連絡訓練、現地災害対策本部長の派遣
オフサイトセンター	【10/23 実施】 統轄監及びオフサイトセンター要員の派遣、原子力合同対策協議会等の運営、情報伝達訓練
広報・情報伝達	【10/23 実施、10/25 一部実施】 関係機関への情報伝達、報道機関との連絡調整、一時滞在者への広報・情報伝達
緊急時モニタリング	【10/23 実施】 新整備の可搬型モニタリングポストなどの緊急追

	加配備、情報共有システムによるモニタリング情報の収集
住民避難	【10/25 実施、一部 8/25 実施】米子・境港市民の参加による一時集結所からの多様な避難手段（バス、JR、船舶、航空機）による避難、逃げ遅れた住民等の緊急避難（捜索、救出）
避難行動要支援者避難	【10/25 実施】高齢者（介護施設）、入院患者（病院）、聴覚障がい者、外国人、一時滞在者、観光客
学校等の避難	【調整中】通信連絡、屋内退避
避難誘導、交通規制等	【10/23 実施】県警ヘリによる映像伝送、情報板を利用した広報、渋滞解消のための誘導等
避難支援ポイント設置・運営	【10/25 実施】避難退域時検査会場に併設する避難支援ポイントの設置及び運営の確認等
緊急被ばく医療活動	【10/25 実施】初期被ばく医療訓練、スクリーニング検査及び簡易除染訓練、安定ヨウ素剤予防投与（備蓄場所から避難支援ポイントまでの安定ヨウ素剤搬送含む）
車両確認検査等	【10/25 実施】車両確認検査及び簡易除染のノウハウ習得等
原子力防災講座等	【10/25 実施】原子力防災講座及び訓練展示等

(2) 訓練想定

ア 島根県訓練と同一の想定を基本とする。詳細は未定。

イ 島根県と同じ想定で訓練を進めるが、後半においては、UPZ避難を想定した鳥取県想定により行う。

(3) 訓練の実施

各機能別訓練は、各訓練実施要領を作成し、それに基づき訓練を行う。この際、訓練企画部の統制を受ける。

		計画（実施要領）名	担任
全般要領		全般実施要領	原安課
別紙要領	1	本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領	原安課
	2	オフサイトセンター訓練実施要領	原安課
	3	広報・情報伝達訓練実施要領	広報課
	4	緊急時モニタリング訓練実施要領	衛環研
	5	住民避難訓練実施要領（聴覚障がい者・外国人含む）【船舶避難のみ 8/25】	原安課
	6	避難行動要支援者避難訓練実施要領 ↳ 6-1 高齢者 ↳ 6-2 入院患者	長寿社会課 医療政策課
	7	学校等の避難訓練実施要領	教育委員会等
	8	避難誘導、交通規制等措置訓練実施要領	警備第二課
	9	避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領	原安課
	10	緊急被ばく医療活動訓練実施要領	

		L10-1 初期・二次被ばく医療 L10-2 避難退域時検査 L10-3 安定ヨウ素剤	医療政策課 健康政策課 医療指導課
	11	車両確認検査等訓練実施要領	原安課
	12	県営広域避難所開設訓練実施要領【8/25 実施】	業務効率推進課
	13	原子力防災講座等実施要領	原安課
	14	米子市訓練実施要領	米子市
	15	境港市訓練実施要領	境港市

(4) 訓練の統制

コントローラー部は、訓練全般の統制、進捗等の各種管理、評価を行う。

このため、必要な場所及び連絡手段等の必要な機能を確保する。

(5) 訓練視察

ア 基本方針

(ア) 県が管理するすべての訓練会場は、施設管理上、安全管理上、その他妥当な理由がある場合を除き、全て視察可能とする。

(イ) オフサイト及び他管理者の会場での視察については、それぞれの管理者の計画とする。

(ウ) 視察の広報は、ホームページのみとする。

イ 一般

(ア) 特別な案内はせずに、自由参観とする。

(イ) 「訓練の概要」(パンフレット)を事前に入手できるようにする。また、当日は求めに応じて配布できるようにする。

ウ 他自治体

(ア) 関係道府県に対して郵送により実施の案内のみを行い、自由参観とする。

(イ) 案内に際しては、「訓練の概要」(パンフレット)を同封する。

(ウ) 案内の送付は、2週間前までに行うことを基本とする。【今年度中止】

エ 県庁幹部

士気高揚を兼ねて訓練の視察を行う。

(ア) 知事、副知事及び統轄監による住民が参加している訓練会場等の視察

(イ) 知事による住民参加の訓練講評

オ その他

(ア) それぞれの訓練参加機関で受け付けた参観者は、それぞれの機関対応とする。

(イ) それぞれの機関の参観の便宜を図るため、事前に「訓練の概要」(パンフレット)を提供する。

9 訓練実施規定

(1) 服装

ア 訓練参加者

防災服を基本とするが、細部は、それぞれの組織の管理者の計画による。

イ 訓練参加住民

防護の服装(長袖・長ズボン、マスク、帽子)を基本とし、細部は各市の計画による。

ウ 参加機関

それぞれの機関の計画による。

(2) 訓練の中止

ア 訓練中止の判断基準

(ア) 訓練は晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、以下に示すような危機管理上の重大な事案が発生あるいは発生が予想される場合は訓練の中止を判断する。

- a 県内で大規模事故及び警報以上の気象警報等が発令された場合
- b 防災機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
- c 震度5以上の地震の発生
- d その他危機管理事案発生等により開催できない場合

(イ) その他知事（危機管理局長）が中止と判断する場合

イ 訓練中止の判断時期

(ア) 訓練開始前

訓練当日の午前6時に判断し、中止の場合は、速やかに伝達する。

なお、ヘリの運航可否は7時20分に陸上自衛隊が決定し、速やかに伝達する。

(イ) 訓練開始後

その都度判断し、各機関の異常の有無を確認する。

ウ 訓練中止の伝達

(ア) 方針

あらかじめ伝達準備を整え、中止の決定があった場合は、伝達の漏れなく、迅速かつ的確に伝達する。

(イ) 伝達の責任

各訓練実施課（訓練実施要領を作成した課）は、危機管理局（原子力安全対策課）による伝達との重複にかかわらず、それぞれの訓練に参加する機関等にも伝達する。

このため、各訓練実施課は、あらかじめ緊急連絡体制を構築しておく。

(ウ) 伝達手段

a 職員参集メール

訓練中止決定後すみやかに送信する。

※訓練当日の中止決定は午前6時30分までに送信する。

b 緊急連絡網を通じて関係機関及び住民に伝達

事前に伝達経路を確認しておき漏れがないようにする。

c ホームページへの掲載

事前にドラフトページを作成しておく。

d 資料提供

事前に予定稿を作成し、危機管理局のFAXより送信できるようにあらかじめ広報課と調整しておく。

(エ) 連絡文

- a 参加機関用
- b 訓練評価員用
- c 報道機関用（資料提供）
- d 受託業者用

(3) 訓練の評価

ア 評価の要領

- (ア) 訓練評価要領に基づき、外部評価者による訓練の評価を行う。
- (イ) 評価は、訓練評価チェックリストにより重点的な確認と、網羅的な評価を行う。
- (ウ) なお、外部評価者のうち、鳥取県原子力安全顧問は、参加可能な顧問の専門分野について評価の実施を依頼する。

区分	原子力安全顧問	他自治体
対策本部運営	青山、神谷、西田、藤川	村尾（徳島県）
モニタリング	—	伊東（岡山県）
避難	青山、占部、遠藤	青木（関西広域連合）
被ばく医療	青山、占部、遠藤	福祉保健部の計画による

イ 住民へのアンケート

訓練参加者に対して、講座会場である伯耆町農村環境改善センターでアンケートを実施し、避難者の視線からの課題等を把握する。

ウ ふりかえりの実施

訓練検証のため、訓練終了後に、コントローラー及びプレイヤー全体でふりかえりを行う。

(4) 訓練の記録

ア 訓練の記録と公表

- (ア) 各訓練会場の訓練状況をデジカメ写真等で記録するとともに、外部委託で訓練状況を撮影し訓練記録DVDを作成（作成予定部数：通常・字幕入り 30 本）する。
- (イ) デジカメ写真は、それぞれの会場の訓練担当者が撮影する。
- (ウ) 訓練終了後は速やかにホームページに訓練結果及び写真を掲載する。

イ 訓練報告書

訓練の継続性、後年度訓練の参考、訓練記録の保存を行う。このため、訓練概要、訓練評価記録を含めて訓練報告書を作成し公表する。

(5) 訓練に必要な手続き

手続項目	手続先等
航空機搭乗手続	※1箇月前に手続きを完了
着岸関係手続	鳥取港湾事務所、境港管理組合
空港施設利用届出	鳥取空港管理事務所
訓練会場へのへり着陸関係	地元自治会等への周知（防災無線で実施）

10 後方支援

(1) 資機材等

ア 交付金の対象となる必要購入資機材は、原安課または、原案課からの配当替え、令達により、必要とする課で調達する。

イ このため、訓練（訓練実施要領）毎に必要な数を見積もり、原安課でとりまとめる。

(2) 動員

訓練毎に必要な人員を見積もり確保する。

このため、原安課は、全体の規模を把握するため、参加人数をとりまとめる。

(3) 移動

参加者の移動は、訓練参加機関毎に計画する。

(4) 給食

ア 方針

職員分は実費負担を原則とし、参加機関ごとに準備する。

訓練に参加する住民については、訓練が午後にかかることに配慮し、原則県で参加住民の昼食を準備する。一人あたりの基準額は700円とする。

イ 準備

給食準備数は、市等からの住民避難参加者の報告数とする。

(5) 宿泊

ア 宿泊の基準

当日の訓練参加が合理的手段で困難な場合は、あらかじめ参加者名簿に基づき、宿泊者と宿泊期間を指定する。この際、宿泊は鳥取県の旅費規程等に従うものとする。

イ 宿泊者

別途参加者名簿に宿泊を記載する。

(6) 時間外勤務の取扱い

ア 方針

(ア) 訓練当日及び準備に伴う時間外勤務は、勤務日振り替えを原則とする。

(イ) 訓練参加者の勤務時間は、別途参加者名簿で示す。

イ 基準

(ア) 勤務日振替

a 勤務時間（休憩時間を除く）が、3時間45分又は4時間以上の場合は、3時間45分又は4時間分は半日の勤務日振替とする。

b 勤務時間（休憩時間を除く）が、7時間45分以上の場合は、7時間45分は一日の勤務日振替とする。

(イ) 勤務時間の取扱い

a 勤務時間は、配置先での訓練業務を開始してから終了するまでとする。

b 訓練業務の開始・終了時間は、訓練内容によって異なるので、訓練参加を命じた各所属の指示を確認すること。

(7) 会計

ア 方針

資機材の調達、委託等の必要な契約、手続きは、会計規則に則り、迅速かつ的確に訓練に間に合うように行う物資等の調達を行う。

イ 調達方法

(ア) 県関係機関

各個別訓練に係る物品は、担当課所において調達する。この際、必要となる予算は、原安課から配当替、令達をする。

(イ) 米子市・境港市

県（原子力安全対策課）から必要な物品を現物支給する。

(ウ) 注意事項

- a 国交付金申請額の関係から、調達できない（国庫を充当できない）場合がある。
- b 訓練に必要な物品等の照会メ切は、訓練実施日の2ヶ月前とする。
- c 国交付金の対象経費の例

対 象	資料代、通信費、看板・パネル・チラシ・記録ビデオ等作成費、バス借料、機材等借料及び購入費、食糧費、消耗品費、旅費（訓練参加・打合せ等に係るもの）
対 象 外	時間外勤務手当等、職員人件費は対象外

ウ 訓練評価者等への支払い

訓練評価者に対する費用弁償、特別旅費の支払い手続き行う。

11 広報、広聴

(1) 情報発信

ア 目的

訓練の実施に対する啓発と当日の騒音等に対する周知を行うことを目的とする。このため、訓練開始日以前から当日にかけて、多様な手段による広報を実施する。

イ 手段

- (ア) 資料提供
- (イ) ホームページ
- (ウ) 市広報（訓練の1～2ヶ月前）
- (エ) 常任委員会報告
- (オ) 知事定例記者会見

ウ 訓練告知

- (ア) 訓練告知看板（避難退域時検査会場周辺、設置は委託で実施する）
- (イ) JR駅への掲示（JRの協力により実施する）
- (ウ) 回覧板（市町の協力を得て実施する）
- (エ) その他（市町と協議の上実施する）

(2) 広聴

ア 方針

当日の広聴体制を本庁と現場に構築する。

イ 本庁

要員を配置し、当直者と協力し、マスコミからの電話等による応対及び不測事態の対処を行う。

07:00～16:45、当直室（基準）、危機管理局職員1名

このため、当日の要員及び当直に事前レクを行うとともに、当直室にも資料を配置し、要員の統制下で最小限の現地バックアップ体制を構築する。

ウ 現場

各訓練会場の連絡員（兼務）により現場対応を行う。連絡員の対応レベルを超える場合は、コントローラー部による対応を行い、早期の対応を行う。

(3) 説明資料の作成

- ア 参観者への説明、県幹部及び訓練参加者への事前レク用として、「訓練の概要」（パンフレット、A3二折）を作成する。
- イ 参観者への便宜を図るため、作成後はホームページに掲載する（PDF）。

12 連絡

(1) 方針

緊急時の連絡、訓練準備の調整等に使用するため、訓練参加機関との連絡システムを整備する。

(2) 訓練連絡システム

別途訓練連絡システム図で定める。

(3) 緊急時連絡システム図

ア 関係機関用

公表されている連絡先とする。

イ 関係者用

関係者のみ所持する。「取扱注意」とし、緊急用として責任者の連絡先も把握する。

13 安全管理

(1) 方針

安全管理体制を整備し、事故の予防及び発生時の初動対処に万全を期す。

(2) 安全管理組織

別途安全管理組織図で定める。

(3) 安全管理手順

ア 事故等の不測事態発生時における手順を決めておく。

イ 別途安全管理手順で定める。

(4) 保険

訓練参加住民の方が一の事故等の補償等を目的に、保険に加入する。

保険の加入対象者は、米子市及び境港市が作成した避難訓練参加者名簿に記載された住民全員とする。

(5) その他

飛行に関する安全管理は各機体所有機関と協力して行うとともに、飛行計画を作成し飛行状況を把握しておく。

第4 參考資料

【資料1】 訓練概要パンフレット

原子力防災訓練に伴う鉄道、航空機の計画
平成27年10月25日(日)

※訓練の進行状況、天候等により予告なく変更する場合があります。

1 JR境線(臨時列車)

※訓練参加者以外は乗車いただけません。

駅名	境港駅	上道駅	河崎口駅	後藤駅
時間	8:42	8:46	9:17	9:25

2 航空機(航空自衛隊 C-1輸送機)

9:30 新開山本クリニックの透析患者を美保基地へ救急車で搬送開始
9:50 美保基地へ到着し、C-1型輸送機へ収容
10:20 美保基地を離陸
10:40 鳥取空港に着陸し、救急車に透析患者を収容
10:50 中央病院に到着後、透析治療開始(12:05 美保基地に着陸)



3 陸上自衛隊 中型ヘリ(UH-1)

<UH-1> 9:10 避難が遅れた境港市市民が美保基地に到着
10:25 避難が遅れた米子市民が米子駐屯地に到着

区分	美保基地(離陸)	米子駐屯地(離陸)	伯耆町総合スポーツ公園(着陸)
第1便	9:40	→→→	9:55
第2便	10:20	→→→	10:35
第3便	-	10:55	11:05

原子力防災への備え

○原子力災害を未然に防ぐ

原子力事業者からの報告聴取や現地確認などを行い、原子力災害の予防措置が適切に行われているか確認します。また、**モニタリング体制や防護資機材を整備**するなど、迅速な対応ができるよう準備します。

○災害発生時には

警戒事象などが発生した場合は、**モニタリングの強化**を行います。さらに必要に応じて、**屋内退避や避難**などの対応を行います。

○広域住民避難計画の策定

県は、災害発生時の住民避難要領をまとめた鳥取県住民避難計画を策定しました。多様な手段による**情報伝達、段階的避難や避難域時検査**の実施、**施設入所者や入院患者の避難**などについて、この計画に基づき迅速な対応を行います。

避難が必要となったら

①正しい情報を入りましょう

県・市からテレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車などの手段により避難指示が発令されます。

②ビニールカッパ・帽子等を着用しましょう

身体の表面の汚染を防ぐため、フード付きのビニールカッパ、帽子等を着用する等の防護対策をとりましょう。

③マスクをして内部被ばくを防ぎましょう

マスクをしたリ、水で濡らして固くしたハンカチやタオルで口や鼻を覆いましょう。

④マイカーやバス等で避難しましょう

マイカーによる避難のほか、一時集結所に集合し、バス等で避難しましょう。また、避難の際は、近所に声かけしましょう。

問い合わせ先

鳥取県危機管理局原子力安全対策課 電話 0857-26-7973
米子市総務部防災安全課 電話 0859-23-5337
境港市市民生活部自治防災課 電話 0859-47-1071



平成27年度 鳥取県原子力防災訓練
(島根原子力発電所対応)

10月23日(金)午前8時30分～午後3時
10月25日(日)午前8時～午後2時

1 背景等

- ・福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国において原子力規制委員会が設置されました。また、原子力災害特別措置法等が改正され、原子力施設から概ね半径30kmの地域をUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)とすることが定められました。
- ・これを受けて、本県では、境港市全域と米子市の一部地域が島根原子力発電所に係るUPZに定められ、重点的に原子力防災対策を講じることになりました。
- ・今回の訓練は、2県(鳥取県、島根県)6市(米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、雲南市)の合同訓練として実施します。

2 訓練目的

国における原子力防災体制の見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による**防災対策の確立**及び防災業務関係者の**防災技術の習熟**を図るとともに、**鳥取県広域住民避難計画等の実効性向上**を目的として、本訓練を行います。今回の訓練は、次の項目を**主要訓練項目**として実施します。

- ・新たに整備した資機材(ホールボディカウンタ、モニタリング共有システム)の運用
- ・自衛隊等の実動機関による要支援者の把握、救出等の緊急対応訓練の実施
- ・災害対策本部とオフサイトセンターの連携確認
- ・引き続きの多様な避難手段の検証(鉄道、航空機等)
- ・高齢者施設及び医療機関等の避難計画の検証

訓練の見学について

鳥取県が実施する次の訓練会場については、見学可能です。希望される方は、直接会場にお越しください。なお、見学される際は、会場担当者の指示に従ってください。

- ①本部等運営訓練
- ③緊急時モニタリング訓練
- ⑦住民避難訓練
- ⑩避難域時検査及び避難支援ポイント設置訓練



お願い

訓練当日は、防災行政無線・広報車などを使って広報訓練を行います。また、バス、列車、航空機、ヘリコプター等が訓練参加します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

鳥取県・米子市・境港市

①本部等運営訓練
(初動対応訓練)
(8:30~15:00)

鳥取県庁(災害対策本部室)
西部総合事務所(")
米子市役所(")
境港市役所(")
防災業務関係者の応急活動体制及び指揮系統の訓練を行います。緊急時には、災害対策本部を設置し、応急活動を行います。

②オフサイトセンター
(OFC)訓練
(9:00~15:00)

鳥取県原子力防災センター(OFC)
原子力災害時の応急対策拠点となるOFCでの活動訓練を行います。災害発生時には、OFCで国、関係省庁、地方自治体等による対策会議が開催されます。

③緊急時モニタリング
訓練
(8:30~12:00)

衛生環境研究所 他
鳥取県モニタリング本部の設置、環境放射線の測定等に関する訓練を行います。災害発生時には、モニタリング専用車等も活用し、放射線の測定等を行います。

④学校等の
避難訓練

米子市、境港市内
各学校と教育委員会等の通信連絡訓練や学校等での屋内退避等の手順確認を行います。児童、生徒、園児等の安全を確保します。

⑤初期・二次被ばく
医療機関の訓練
(8:00~12:00)

済生会境港総合病院
鳥取大学医学部附属病院
避難住民(境港市)のうち傷病者を初期被ばく医療機関に搬送します。簡易除染後に二次被ばく医療機関に移送し、ホールボディカウンタによる内部被ばく量の測定及び治療を行います。【陸上自衛隊】

⑥安定ヨウ素剤の
調剤、配送訓練
(7:30~12:30)

米子市、境港市内
済生会境港総合病院
安定ヨウ素剤を事前に服用することで、甲状腺への放射性ヨウ素の取り込みが抑制されます。原子力発電所の事故の状況によって、国から配布及び服用の指示があります。【鳥取県薬剤師会、厚生病院、中央病院】

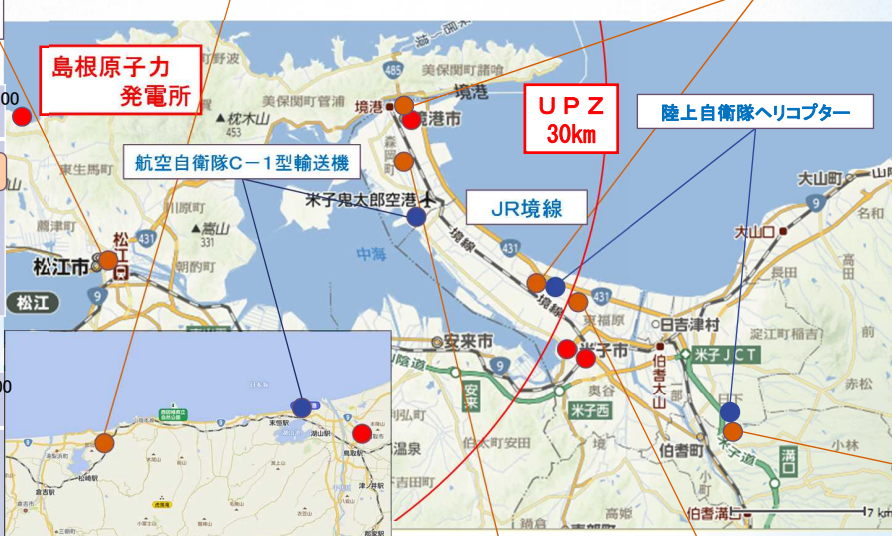
訓練実施場所及び訓練内容

10月23日(金)

時間	9:00	11:00	13:00	15:00
	8:30	10:00	12:00	14:00
訓練実施時間	①本部等運営訓練			
	②オフサイトセンター訓練			
	③緊急時モニタリング訓練			

10月25日(日)

時間	8:00	10:00	12:00	14:00
	7:30	9:00	11:00	13:00
訓練実施時間	⑤被ばく医療機関の訓練			
	⑥安定ヨウ素剤の調剤、配送訓練			
	⑦住民避難訓練(広報・情報伝達)			
	⑧避難誘導・交通規制・道路表示等訓練			
	⑨高齢者施設の避難訓練			
	⑩透析患者の避難訓練			
	⑪避難域時検査等訓練			



⑦住民避難訓練
(広報・情報伝達)
(8:00~14:00)

米子市内、境港市内
一時集結所での安定ヨウ素剤の服用、列車・ヘリコプター、バスによる住民避難訓練を行います。また、**在宅の避難行動要支援者や聴覚障がい者、外国人の避難訓練**も行います。また、要支援者の発見、救出等の緊急対応訓練も行います。災害発生時には、国の指示に基づき防護措置(屋内退避、避難等)を行います。【陸上自衛隊、JR西日本、鳥取県薬剤師会、鳥取県国際交流財団、鳥取県西部圏聴覚障害者災害対策連絡会、隊友会鳥取県西部地区会】

⑩避難域時検査及び避難
支援ポイント設置訓練
(9:00~12:00)

伯耆町岸本B&G
海洋センター
避難者としての住民の方の体表面に放射性物質の付着の有無を検査するとともに、総合的な支援(情報提供等)を行います。県の計画では、避難経路上で避難域時検査を行うことを計画しています。【陸上自衛隊、自衛隊鳥取地方協力本部、鳥取県診療放射線技師会、NTT西日本鳥取支店、ドコモCS中国鳥取支店、ソフトバンクモバイル(株)、中国電力(株)】

⑧避難誘導・交通規制・
道路表示等訓練

米子市内、境港市内
住民避難の誘導や渋滞差点における交通規制、迂回誘導等を実施します。また、交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認手続等の訓練を行います。また、道路標示板を活用した情報提供を行います。【国土交通省、鳥取県警】

⑨高齢者施設の
避難訓練
(8:30~12:30)

さかい幸福苑
社会福祉施設に入、通所されている高齢者等の避難については、きめ細かな対応が必要です。今回は、施設が策定された避難計画に基づき、関係先との情報伝達、避難誘導等の訓練を行います。

⑩透析患者の
避難訓練
(8:00~12:00)

新開山本クリニック
緊急の透析患者の避難受入先が鳥取県立中央病院に確保できた想定し、航空自衛隊の**C-1型輸送機で搬送**する訓練を行います。要支援者については、避難の実施による健康リスクに注意が必要です。【航空自衛隊、西部消防局、東部消防局、中央病院】

【資料2】 各訓練実施要領

平成27年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応） 実施要領

1 目的

鳥取県と合同で、島根原子力発電所におけるトラブル通報から、原災法第10条、第15条等、各段階における鳥取県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 引き続きの多様な避難手段の検証
- (2) 新たに示された国マニュアルに基づく避難退域時検査の実施及び検証
- (3) 高齢者施設及び医療機関等の避難計画等の検証

3 実施日時

初動対応訓練等 10月23日（金）8：30～15：00

住民避難訓練等 10月25日（日）8：00～15：00

※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所（米子市内・境港市内）、避難退域時検査会場（伯耆町岸本B&G海洋センター）、西部総合事務所、衛生環境研究所（県モニタリング本部）、県営広域避難所（とりぎん文化会館）、島根県原子力防災センター（OFC）、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
調整中
- (2) 訓練参加（予定）者数
調整中

7 訓練想定・内容

本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部等運営訓練に連動する独自訓練、オフサイトセンター訓練については、鳥取県と可能な範囲で同一想定で実施する。

その他の独自訓練については、別想定（時間）で実施する。

なお、詳細については、今後関係機関と調整の上、決定する。

※島根原子力発電所事故想定は全て共通。

【訓練項目】

ア 本部等運営訓練（初動対応訓練）【緊急時通信連絡訓練を含む。】

イ オフサイトセンター訓練

ウ 広報・情報伝達訓練【道路情報表示訓練を含む。】

エ 緊急時モニタリング訓練

オ 住民避難訓練（在宅要支援者等避難含む）

カ 避難行動要支援者避難訓練（高齢者、透析患者）

キ 学校等の避難訓練

ク 避難誘導・交通規制等措置訓練

- ケ 避難支援ポイント設置・運営訓練
- コ 緊急被ばく医療活動訓練（初期・二次被ばく医療、避難退域時検査、安定ヨウ素剤）
- サ 車両確認検査等訓練
- シ 県営広域避難所開設訓練【8／25実施済】
- ス 原子力防災講座等

8 訓練評価等

（1）訓練評価

第三者による訓練の評価を実施する。
また、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

（2）訓練のふりかえり

訓練終了後、訓練全体及び機能別の訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

9 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領

1 目的

島根県と合同で、島根原子力発電所における警戒事象発生及び施設敷地緊急事態、原全面緊急事態への事故進展時における島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部等の運営
- (2) 通信連絡訓練

3 実施日時

平成27年10月23日（金）8：30～15：00

4 実施場所

鳥取県側：鳥取県（県庁、西部総合事務所、衛生環境研究所（県モニタリング本部））、米子市役所、境港市役所、島根県原子力防災センター（OFC）等
島根県側：島根県の計画による。

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加予定機関

鳥取県側：鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、鳥取地方気象台、西日本旅客鉄道株式会社米子支社、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、自衛隊、等
島根県側：島根県の計画による
その他：内閣府、原子力規制庁、中国電力株式会社 等

7 訓練内容

- (1) 島根県と合同（同一想定）で実施する。
初動対応及びOFCにおけるシナリオについては、島根県と同一想定で実施する。
- (2) 災害対策本部会議の運営
警戒事態発生時の初動対応、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態での各防災機関における対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。
- (3) TV会議等の実施
主要段階をとらえ、鳥取県知事－島根県知事間（OFC全体会議）等のTV会議を開催する。
- (4) 現地災害対策本部長の派遣
現地災害対策本部（西部総合事務所）に副知事を派遣する。
- (5) リエゾンの派遣
県災害対策本部（県庁）に、自衛隊、中国電力株式会社等に連絡員の出席を要請し、派遣を受ける。

本部等運営訓練時程

訓練時間	実際のトラブル進展	主 要 内 容	備 考
I 初動対応（警戒事態）			
08:25	08:25	▲島根原子力発電所2号機：外部電源喪失（所内単独運転失敗）により原子炉への給水機能が喪失（警戒事態発生）	
08:30	08:30	▲中電→トラブル連絡（第1報） ●警戒体制 鳥取県災害警戒本部設置 → 県モニタリング本部設置 ●安全協定に基づく現地確認の実施を決定（現地確認に出発）	
08:40	08:40	●全面緊急事態への進展の可能性に備え、知事協議により次の対応を決定 ①副知事を西部総合事務所に派遣 ②統轄監を鳥根県原子力防災センターへ派遣	副知事及び統轄監は9:00到着予定
II 施設敷地緊急事態			
09:00		▲2号機：残留熱除去系ポンプ等停止など、除熱機能の喪失（施設敷地緊急事態 原災法第10条事象発生） ▲中電→施設緊急事象通報 ●非常体制（2） 鳥取県災害対策本部設置	
09:40		●現地事故対策連絡会議（～9:40）	
09:40		●鳥取県災害対策本部会議（想定） ・UPZ屋内退避の準備	
10:20		▲2号機：非常用発電機が故障し、全交流電源を喪失。	
III 全面緊急事態（原子力緊急事態宣言、PAZ避難指示）			
10:50		▲2号機：全交流電源を喪失後、30分が経過（原災法第15条事象発生）	
10:55		▲中電→全面緊急事態（原災法第15条）通報	
10:50		■原子力緊急事態宣言、（国）原子力災害対策本部設置（緊急事態宣言、PAZ避難指示）	
11:00		●2県6市TV会議（～11:30） （OILに基づきUPZ屋内退避指示）	TV会議
11:30		●鳥取県災害対策本部会議（～12:00） ・UPZ屋内退避指示	
IV 放射性物質の放出（UPZ避難指示）			
想定		▲2号機：原子炉格納容器の圧力が上昇し放射性物質放出	
V UPZ避難指示			
13:00		■モニタリングの結果OIL2の基準超	
凡 例		▲：原子力発電所・中電 ■：国等 ●：鳥取県（ ）内の時間は当日の時間	

本部等運営訓練編成

本部等組織	構 成 員	備 考
鳥取県災害対策本部 (鳥取県庁)	知事	
	関係部局長等	
	鳥取県警察本部長	
	その他の事務局職員	
	鳥取地方気象台	
	自衛隊鳥取地方協力本部連絡幹部	
	中国電力(株)連絡員	
鳥取県現地災害対策本部 (鳥取県西部総合事務所)	副知事	
	西部総合事務所職員	
	陸上自衛隊第8普通科連隊連絡幹部	
	航空自衛隊第3輸送航空隊連絡幹部	
	境海上保安部連絡官	
	西日本旅客鉄道(株)米子支社	
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 連絡員	
	中国電力(株)連絡員	
原子力災害現地対策本部 (鳥根県原子力防災センター) 鳥取県ブース	統轄監	オフサイトセンター訓練実施要領に基づき実施
	鳥取県職員	
	米子市職員	
	境港市職員	
鳥取県モニタリング本部 (鳥取県衛生環境研究所)	衛生環境研究所関係職員	緊急時モニタリング訓練実施要領に基づき実施
島根県災害対策本部 (島根県庁)	島根県の計画による	
米子市災害対策本部 (米子市役所)	米子市の計画による	
境港市災害対策本部 (境港市役所)	境港市の計画による	
その他の関係機関等	島根県 島根県モニタリング本部 原子力規制庁島根原子力規制事務所 中国電力(株)島根原子力発電所	

原子力災害時の体制等【参考】

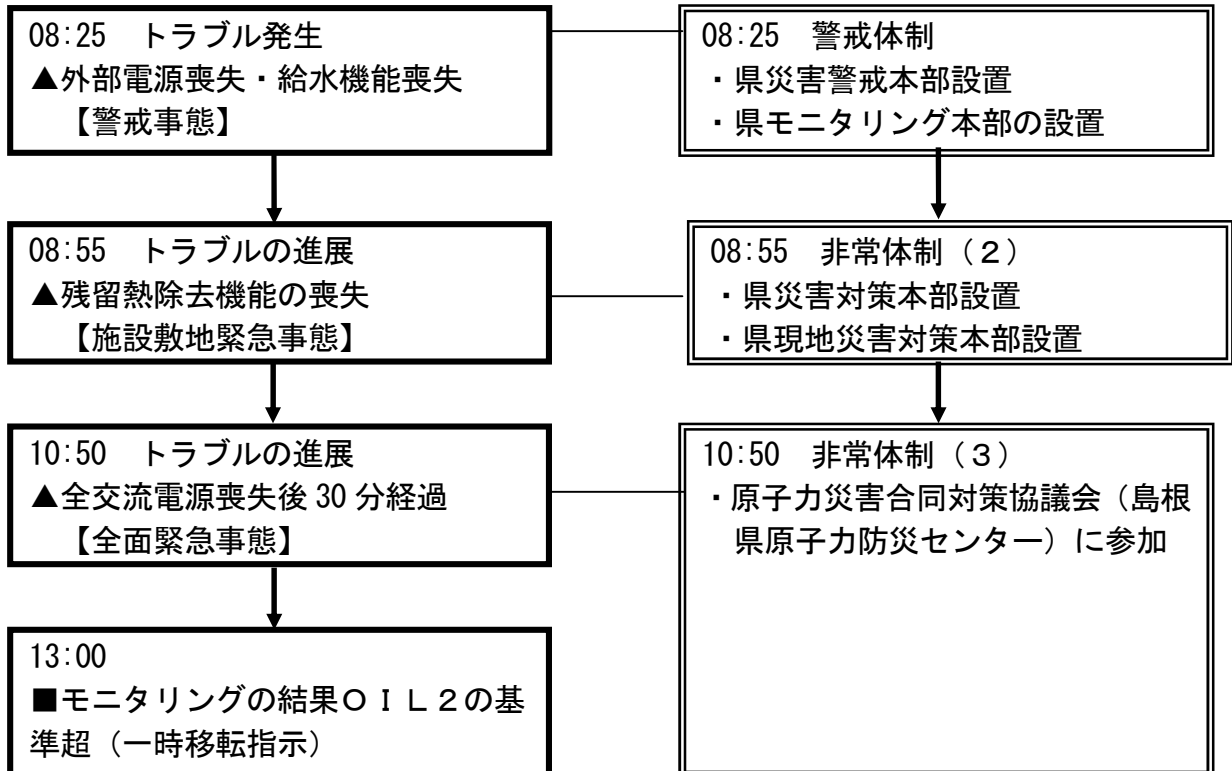
体制	本部等の設置	配備の基準 (抜粋)	主な対応 (抜粋)
注意体制 (1)	情報	●注目事象	
注意体制 (2)	連絡室	●注意事象	●現地確認
警戒体制	災害警戒本部	●警戒事態	●県モニタリング本部の設置
非常体制 (1)	災害対策本部	●知事が必要と認めた時	●副知事→現地災害対策本部長 (西部) ●統轄監→現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に参加 ●危機対策・情報課長→連絡調整要員として島根OFCへ移動
非常体制 (2)		●施設敷地緊急事態 ●知事が必要と認めた時	
非常体制 (3)		●原子力緊急事態宣言 ●知事が必要と認めた時	●全職員

* 鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編) 原子力災害時の災害体制の基準を参照

本訓練における対応 ※時間は実時間

<事象の進展>

<体制の推移>



オフサイトセンター訓練実施要領

1 目的

島根県原子力防災センターに要員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会等での調整等の活動を円滑に行うための現地対応能力の強化を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 県災害対策本部との連携確認
- (2) オフサイトセンターとの調整メカニズムの確認
- (3) 多様な通信手段の操作習熟

3 実施日時

平成27年10月23日(金) 9:00~15:00

4 実施場所

島根県原子力防災センター、西部総合事務所 等

5 実施機関

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市
島根県側：島根県の計画による
その他：内閣府、防災関係機関等

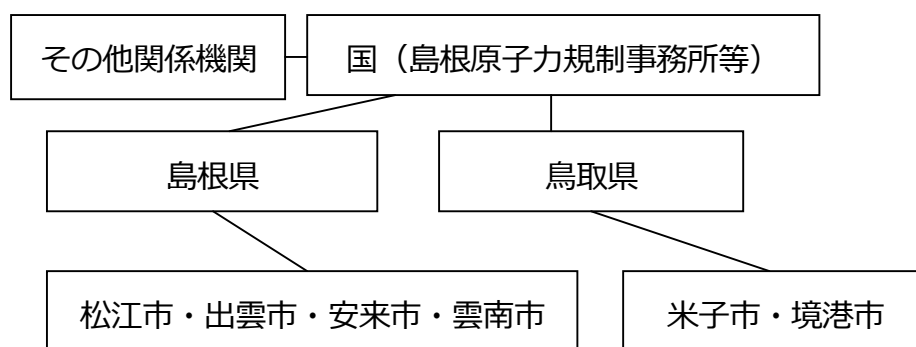
6 参加(予定)機関等

- (1) 訓練参加(予定)機関
鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、オフサイトセンター参集予定機関 等
- (2) 訓練参加(予定)者数
調整中

7 訓練内容

- (1) 島根県と合同(同一想定)で実施する。
シナリオについては、島根県と調整しつつ策定する。
- (2) 要員派遣訓練
原子力災害対策に必要な情報を共有するために、あらかじめ指定されている職員をオフサイトセンターに派遣する(統轄監、各機能グループ等)。
- (3) 初動対応活動等訓練
オフサイトセンターの各班(チーム)において、状況に応じた情報の収集・伝達を行い、必要に応じて自治体等が設置した災害対策本部に指示を出すなど、オフサイトセンター設置における初動対応からの一連の流れについて、手順の確認を行う。
- (4) 原子力災害合同対策協議会等運営訓練
原災法第10条の通報を受け、原子力防災専門官が中心となり初期対応を開始し、オフサイトセンターに集結した防災関係機関相互における情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンターと自治体等が設置した災害対策本部との間で情報を伝達する。
原災法15条の該当事象通報を受け、原子力災害合同対策協議会を開催し、情報の共有や活動の調整等を行う。
- (5) 情報伝達訓練
県災害対策本部とオフサイトセンターとの調整を円滑に行うことを目的とし、県災害対策本部等とオフサイトセンター間で原子力防災ネットワークのTV会議システム、電話・FAX、整備PC等を使用した情報伝達訓練を行う。

8 訓練編成表



9 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
パソコン	3	
複合機	1	
I P電話	3	

広報・情報伝達訓練実施要領

1 目的

本部等運営訓練に合わせて通信連絡体制を確立し、関係機関等への円滑な情報伝達や的確な報道対応を行うとともに、ホームページ、トリピーメール、ツイッター、フェイスブック等の独自広報及び道路情報表示板による広報を行い、関係先との情報伝達手順、放送要請や独自広報の手順等を確認する。また、外国人観光客向けの外国語による広報訓練を行ってその手順等を確認することにより、鳥取県広域住民避難計画の別紙計画となる広報・情報伝達計画（平成26年3月策定）の検証等を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 関係機関への情報伝達
- (2) 報道機関との連絡調整
- (3) 一時滞在者への広報・情報伝達

3 実施日時

平成27年10月23日（金）及び25日（日）

4 実施場所

鳥取県庁、関係機関 等

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

鳥取県、報道機関、県立観光施設（県観光事業団） 等

7 訓練内容

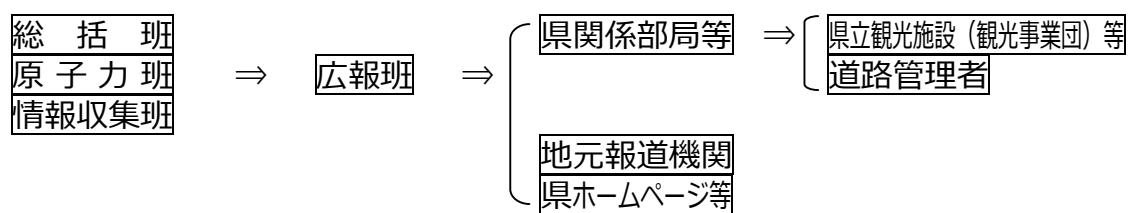
I. 23日に実施する訓練内容

- (1) 情報伝達については、県（災害対策本部事務局）を中心に、受信と発信を行い、発信先の広報訓練についてはそれぞれの判断による。
- (2) 報道提供等については、提供資料を報道機関にファックス送信する。（想定）
- (3) 独自広報のうち次のものについて、訓練表示する。（想定）
 - ①とりネット・・・特設サイトに訓練表示
 - ②あんしんトリピーメール・・・訓練メール
 - ③とりったー・・・訓練ツイッター

II. 25日に実施する訓練内容

- (4) 各道路管理者への各段階での情報伝達訓練を実施する。
- (5) 外国人観光客への広報について、県の関係機関（県立観光施設(県観光事業団)等）へ情報伝達し、関係機関での外国語による広報案内訓練を実施する。
- (6) 独自広報のうち次のものについて、事前予告した上で、訓練表示する。
 - ①道路情報表示板・・・訓練表示

8 訓練編成表



9 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
道路情報表示板（鳥取県管理）	12	
道路情報表示板（国土交通省管理）	1	
道路情報表示板（警察本部管理）	5	

緊急時モニタリング訓練実施要領

1 目的

- ・昨年度策定した緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき、緊急時モニタリングを実施することにより、対応手順を確認し、実施要領等の検証を行う。
- ・昨年度整備したモニタリング情報共有システムを活用した情報の伝達、報告、共有を図りながら、緊急時モニタリングを実施することにより、機器取扱いの習熟、モニタリング技術の向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づく緊急時モニタリングの実施
- (2) モニタリング情報共有システム等による情報の伝達、報告、共有

3 実施日時

平成27年10月23日（金）午前8時30分～正午

4 実施場所

境港市及び米子市内、衛生環境研究所等

5 実施機関

鳥取県

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
県衛生環境研究所、西部総合事務所生活環境局、原子力安全対策課、水・大気環境課、中国電力株式会社
- (2) 訓練参加（予定）者数
約35名

7 訓練内容

- (1) モニタリング本部の設置、運営訓練
 - ・緊急時モニタリング実施要領に基づき、モニタリング本部を設営する。
- (2) 機動モニタリング訓練
 - ・緊急時モニタリング実施要領に基づき、可搬型モニタリングポストの設置、モニタリング車・移動サーベイによる測定、環境試料の採取等を実施する。
 - ・テレメーター、情報共有システムにより監視するとともに情報を集約する。
- (3) モニタリングの指示、報告等の情報伝達・通信訓練
 - ・モニタリング情報共有システム、防災ネットワークシステム、衛星携帯電話等の多重化された通信機器を用い、情報の伝達、報告、共有を図る。
- (4) 防護服の脱着、資機材の養生、検体受入れの訓練
 - ・要員等の防護、汚染防止措置の手順確認、問題点の洗い出し

住民避難訓練（在宅要支援者等避難含む）実施要領

1 目的

バス及び多様な避難手段による住民避難訓練を一連の状況下で実施することにより、引き続き鳥取県広域住民避難計画及び各細部計画の実効性を向上させるとともに、原子力災害における在宅の要支援者や逃げ遅れた住民等の避難訓練を実施し、避難の手順等の検証を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 引き続きの多様な避難手段による住民避難の実施
- (2) 手話通訳者等による避難誘導を伴った聴覚障がい者の避難
- (3) 逃げ遅れた住民等の搜索、緊急避難

3 実施日時

平成27年10月25日（日）8：00～14：00

4 実施場所

一時集結所（米子・境港市内）、避難退域時検査会場（伯耆町岸本B & G海洋センター）等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、西日本旅客鉄道株式会社米子支社、陸上自衛隊第8普通科連隊 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
調整中

7 訓練内容

- (1) 多様な避難手段による住民避難・緊急避難
 - ア 多様な手段による住民避難
 - ・住民が一時集結所に集合し、安定ヨウ素剤の服用訓練後、バスによる住民避難を実施するとともに、JR、航空機、船舶による住民避難訓練も実施
 - イ 自衛隊と連携した緊急避難
 - ・住民が避難したあとの逃げ遅れた住民等の搜索及び発見後の緊急避難
 - ・避難が遅れ、救出要請のあった住民の緊急避難
 - ウ 聴覚障がい者・外国人の避難
 - ・地域支援者（家族、地域住民等）の介助を伴った聴覚障がい者の避難、外国人のための通訳派遣等を実施
- (2) 住民への広報・情報伝達
米子市・境港市による住民への広報・情報伝達を実施する。
- (3) 住民避難に引き続き、避難退域時検査会場における受付、検査・除染・健康相談、原子力防災講座等を実施する。

※船舶による住民避難については、別要領に記載。

本年度は台風の影響による天候不良により訓練中止

住民避難訓練（船舶）実施要領

1 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等において、バス・乗用車による避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、海上自衛隊の協力を得て、連携要領の確認、船舶への乗船、降船の確認及び港湾使用に係る関係機関等との調整方法等の確立及び検証を行うことを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 船舶避難に係る関係機関との連絡要領の確認
- (2) 船舶への乗降船手順の確認
- (3) 船舶避難時における住民対応の確認及び課題の抽出

3 実施日時

平成27年8月25日（火） 7:30～17:00

4 実施場所

米子・境港市内（一時集結所、境港）鳥取市（鳥取港）

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
鳥取県、海上自衛隊舞鶴地方総監部、多用途支援艦ひうち、米子市、境港市、境港管理組合、中国電力株式会社 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
住民約40名

7 訓練内容

- (1) 原子力災害が発生し段階別に住民の避難指示が発令され、速やかに住民を避難させる必要が生じたため、バス等の避難車両等による避難に加え、境港に着岸している自衛隊等の艦艇（避難に使用可能な状況にあるとの想定）による避難を実施。
- (2) 米子市及び境港市は住民に対し、一時集結所を経由して境港竹内岸壁に行き、鳥取港まで移動するよう指示。
- (3) 住民は徒歩（想定）で一時集結所に移動し、県が用意したバスで境港竹内岸壁に行き、自衛隊等の艦艇に乗船。
- (4) 住民は乗船後、鳥取港へ移動し、鳥取港で住民を降船。【訓練終了】
※出港後は海自等計画の訓練を実施予定
※降船後、鳥取港で避難退域時検査を実施。
- (5) 住民は降船後、県が用意したバスで昼食会場（県庁食堂）に移動。
- (6) 昼食後、広域避難所（とりぎん文化会館）で避難体験を行い、一時集結所へ移動。

8 訓練ふりかえり

訓練終了後、訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

9 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。詳細は次のとおりとする。

なお、当該基準は住民避難訓練（船舶）のみを対象とし、別途実施する訓練については、各実施要領に基づき対応することとする。

(1) 中止の決定基準

訓練は、晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、次の事態が発生した場合は訓練の中止を判断する。

- ア 県内で大規模事故及び警報以上の気象情報等が発令された場合
- イ 防災関係機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
- ウ 鳥取・島根両県内で震度5以上の地震が発生した場合
- エ 海上状況等により、出航等ができない場合
- オ その他危機事案発生等により開催できない場合
- カ 知事（危機管理局長）が中止と判断する場合

(2) 決定方法

訓練日前（2日前程度）からの気象予測等及び訓練当日の気象状態等を見て、危機管理局長が米子・境港両市及び海上自衛隊舞鶴地方総監部等と協議の上、決定する。

(3) 訓練中止の決定時刻

- ア 訓練開始前
訓練当日午前5時30分とする。
- イ 訓練開始後
ア以降は、気象情報等に基づき、その都度判断。
防災関係機関の訓練内容については、適時その有無を確認する。

(4) 連絡方法

ア 訓練中止決定後は、すみやかに別途作成する連絡系統図等に基づく電話・FAX・メール・HP 掲出で連絡する。

イ 県職員へは、職員参集メールで連絡する。

※中止決定は、午前6時までに連絡するので、連絡がない場合は、予定どおり実施する。

10 その他

(1) 記録映像については、外部に委託を予定。

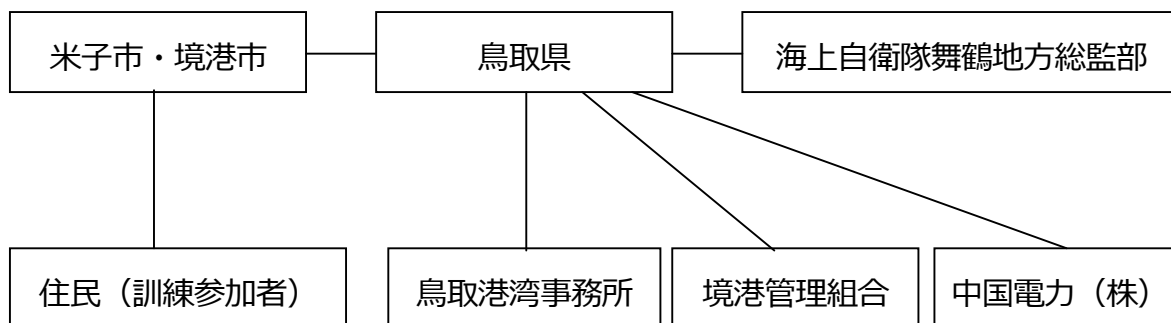
(2) 各機関の服装は次のとおりとする。

- ア 県関係者
防災服
- イ 市関係者
防災服（住民誘導役はビブス着用）
- ウ 防災関係機関
各機関が指定する服装とする。

工 住民関係

長袖（着脱しやすいもの）、長ズボン、帽子、マスク着用（持参しなかった参加者にはカップ・マスクを受付時に配布）とする。

11 訓練編成表



12 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
カップ	50	
避難退域時検査用テント	4	
避難退域時検査用机	6	
避難退域時検査用イス	20	

(参考) 当日スケジュール (予定)

時間	内容	備考
各市が指定する時間	【想定】避難指示	避難実施要領（案）の決定
	一時集結所集合	市が指定する一時集結所に集合
	一時集結所発	県用意のバス（両市用に各1台準備）で移動
08:00	境港竹内4号岸壁着	乗船手続き等
08:30	境港竹内4号岸壁発	・航海中は一部海自等計画の訓練を実施 ・航海は4時間を想定
12:30	鳥取港千代第3号岸壁着	
	避難退域時検査	12:35～12:55
13:00	鳥取港千代第3号岸壁発	県用意のバス（両市用に各1台準備）で移動
13:15	県庁着	鳥取県庁食堂で昼食（～13:45）
13:50	県庁発	徒歩でとりぎん文化会館へ移動
13:55	広域避難所着	
	広域避難所体験等	14:00～14:35
14:35	広域避難所発	県用意のバスで移動
17:00	米子・境港市内着	現地解散

避難行動要支援者避難訓練実施要領 【高齢者】

1 目的

原子力緊急時の避難対象施設（入所・通所）における避難計画の確認及び実行性の向上を図ること。

原子力緊急時における関係機関（県、市、避難元・避難先施設）の連携を確認すること。

2 主要訓練項目

- (1) 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画及び島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難支援センター運営マニュアルによる訓練の実施・検証。(県)
- (2) 原子力災害避難計画（マニュアル）による訓練の実施・検証。(避難元施設)

3 実施日時

平成27年10月25日（日） 8:30～12:30

4 実施場所

入所施設：介護老人福祉施設さかい幸朋苑

通所施設：デイサービスセンターさかい幸朋苑

5 実施機関

鳥取県、境港市、社会福祉法人こうほうえん、社会福祉法人敬仁会

6 参加機関等

鳥取県、境港市

避難元施設：さかい幸朋苑（介護老人福祉施設・デイサービスセンター）

避難先施設：ル・ソラリオン（介護老人福祉施設）

7 訓練内容

○[入所施設：介護老人福祉施設さかい幸朋苑]

- (1) 8時30分～9時20分 注意喚起情報等の伝達〔屋内退避指示に備えた対応〕

〔対応内容〕（市）避難元施設へ注意喚起情報、屋内退避の準備情報の伝達

（県）避難元・避難先施設への注意喚起（メール・ホームページ）

（避難元施設）

施設内の情報共有

県からの注意喚起の確認（メール・ホームページ）

職具体制の確認

放射生物質放出に備えた対応（ベッドの移動、目張り等）

屋内退避指示に備えた対応の確認

（避難先施設）

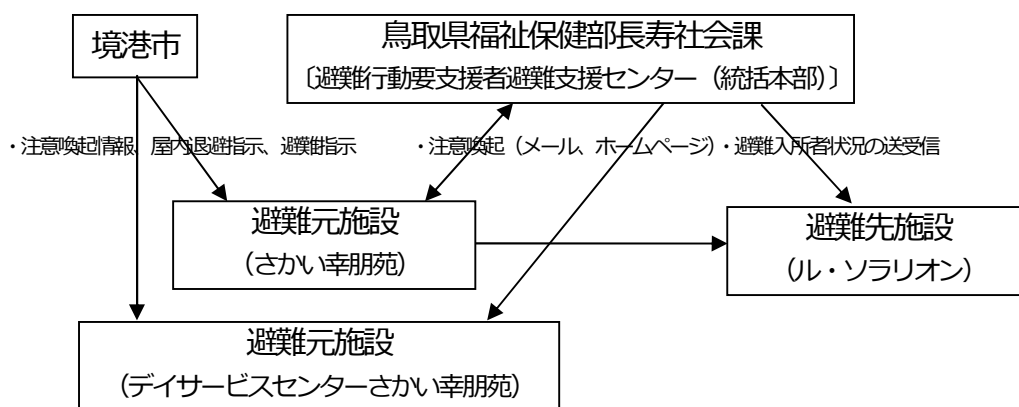
県からの注意喚起の確認（メール・ホームページ）

- (2) 9時20分～10時05分 屋内退避指示の伝達〔避難指示に備えた対応〕
 〔対応内容〕 (市) 屋内退避指示の伝達
 (避難元施設)
 施設内の情報共有
 避難指示に備えた対応
 屋外に職員等がいた場合の対応 (施設内への誘導)
- (3) 10時05分～11時15分 避難指示の伝達
 〔対応内容〕 (市) 避難指示の伝達
 (避難元施設)
 施設内の情報共有
 避難する入所者情報の送信 (県・避難先施設)
 入所者の移送 (居室からバス乗車口まで)
 (県・避難先施設)
 避難する入所者情報の受信 (県・避難先施設)
- (4) 11時15分～12時00分 避難車両への乗車等
 〔対応内容〕 (避難元施設)
 避難車両 (バス等) への乗車・移送中の体勢確保の検証訓練
- (5) 12時00分～12時30分 訓練振り返り
- (6) 12時30分 訓練終了

○〔通所施設：デイサービスセンターさかい幸朋苑〕

- (1) 8時30分～9時20分 注意喚起情報の伝達〔屋内退避指示に備えた対応〕
 〔対応内容〕 (市) 避難元施設へ注意喚起情報、屋内退避の準備情報の伝達
 (県) 避難元施設への注意喚起 (メール・ホームページ)
 (避難元施設)
 施設内の情報共有
 県からの注意喚起の確認 (メール・ホームページ)
 職具体制の確認
 通所者を家族へ引渡すための連絡調整
 放射線物質放出に備えた対応 (ベッドの移動、目張り等)
 屋内退避指示に備えた対応の確認
- (2) 9時20分 屋内退避指示の伝達〔避難指示に備えた対応〕
- (3) 12時00分～12時30分 訓練振り返り
- (4) 12時30分 訓練終了

8 訓練編成表



9 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
携帯電話	1	公用 (長寿社会課)
連絡網	一式	長寿社会課、避難元施設
記録用紙	一式	長寿社会課、避難元施設
大型バス	1台	
ビブス	30枚	県危機管理局 (借用)
高齢者疑似体験セット	4セット	県社会福祉協議会 (借用)
車いす (入所施設内移動)	4台	入所施設 (借用)
ストレッチャー (入所施設内移動)	1台	入所施設 (借用)
毛布	10枚	
入所者等情報シール	20枚	
マスク (避難者、支援者等着用)	一箱	
手袋 (避難者、支援者等着用)	一箱	
使い捨てレインコート	20着	
あんぜんしょいっこ	1台	
ANS1 8楽々ソフト担架	2台	
救助・救急用品 救い帯	2枚	
軽自動車マルチスペース	1個	
ミニバン用Sクッション	1個	
ブルーシート	1枚	
neos エアウェーブマット・solo	1個	
U.L. コンフォートシステムエアパッド	1個	
ゴミ袋 (小)、(徳小)	各 20枚	
養生用テープ	8個	

避難行動要支援者避難訓練実施要領 【透析患者】

1 目的

各医療機関の要支援者について、避難訓練を行う。
また、実動型訓練を通して、その課題等を検証する。

2 主要訓練項目

- (1) UPZ 圏域の近郊にある診療所等の要支援者(透析患者)を 50 キロメートル以遠の医療機関に避難
- (2) 避難に際して、支援者（医師又は看護師等）が同行
- (3) 避難先において、避難患者の受入を実施
- (4) 関係機関による患者の引き継ぎ

3 実施日時

平成 27 年 10 月 25 日（日） 8：00～12：00

4 実施場所

医療法人社団やまもと新開山本クリニック、航空自衛隊美保基地、鳥取空港、鳥取県立中央病院

5 実施機関

米子市、医療法人社団やまもと新開山本クリニック、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、航空自衛隊第 3 輸送航空隊、鳥取県東部行政管理組合東部消防局、鳥取県立中央病院

6 参加（予定）機関等

米子市、米子市自治連合会、新開山本クリニック、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、航空自衛隊第 3 輸送航空隊、鳥取県東部行政管理組合東部消防局、西部総合事務所福祉保健局、東部福祉保健事務所 等

7 訓練想定

島根原子力発電所での発災において、米子市全域が避難対象範囲に決定され、避難指示が発出された。

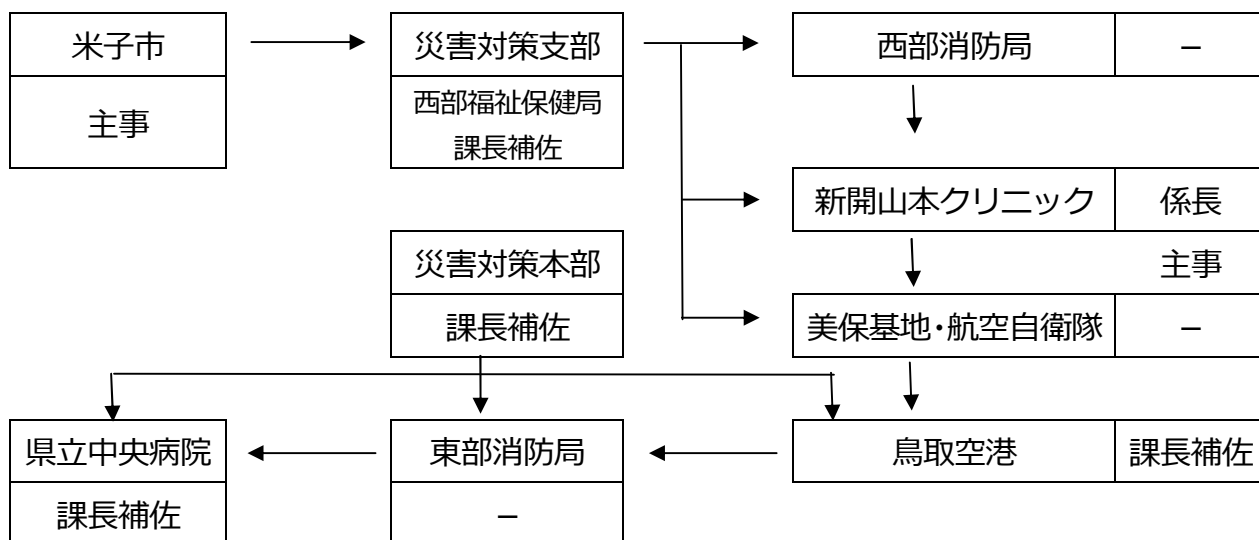
避難住民のうち、要支援者については、東部の受け入れ病院へ移送し治療を継続する。

8 訓練内容

- (1) 米子市からの避難指示発出を受け、新開山本クリニックの透析患者を中央病院まで空輸及び陸輸で搬送して、治療を継続する。
- (2) 西部消防局は、救急車により、新開山本クリニックから航空自衛隊美保基地まで搬送を行う。透析患者には家族 1 名が鳥取県立中央病院まで付き添う。
- (3) 航空自衛隊美保基地第 3 輸送航空隊は、輸送機により、航空自衛隊美保基地から鳥取空港まで入院患者及び家族を空輸する。
- (5) 東部消防局は、救急車により、鳥取空港から鳥取県立中央病院まで搬送を行う。

(6) 鳥取県立中央病院では、透析治療を継続するとともに、汚染がないことを確認する。

9 訓練編成表



10 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
携帯電話、連絡網	1	米子市
携帯電話、連絡網	1	災害対策支部
携帯電話、連絡網	1	災害対策本部
救急車、患者情報カード	1	西部消防局
透析患者用・ストレッチャー	1	新開山本クリニック
透析用機器	1	新開山本クリニック
医師または看護師スタッフ	2	新開山本クリニック
患者役者(米子市)、付き添い(米子市)	2	新開山本クリニック
輸送機 C1、患者情報カード	1	航空自衛隊美保基地
救急車、患者情報カード	1	東部消防局
透析患者の受入れ、患者情報カード	1	県立中央病院

学校等の避難訓練実施要領

1 目的

学校、保育所、幼稚園での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害発生時における児童・生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 屋内退避訓練等

3 実施日時

平成27年10月25日(日)ほか

4 実施場所

UPZ圏内の学校等

5 実施機関

鳥取県、境港市、米子市、私立・国立学校等

6 参加(予定)機関等

- (1) 訓練参加(予定)機関
UPZ圏内の学校、保育所、幼稚園、認定こども園
- (2) 訓練参加(予定)者数
約40名(昨年度の参加者ベース)

7 訓練内容

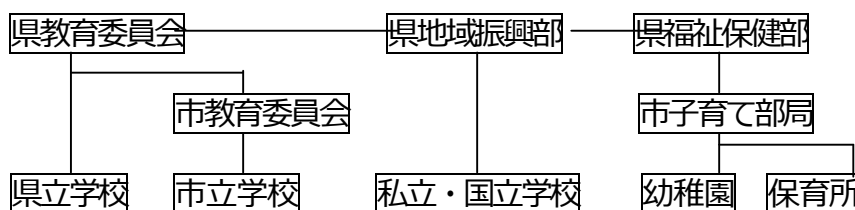
学校、保育所、幼稚園等が個別に策定した避難計画に基づいて訓練を行うことで、原子力災害が発生した際の校(園)内における対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、実施後に検証を行う。

- (1) 学校等との通信連絡訓練
各学校等と市教育委員会又は県教育委員会、県地域振興部との緊急時の通信連絡訓練を行う。
- (2) 屋内退避訓練等
学校等では通信連絡訓練を受け、屋内退避、保護者への連絡等の手順確認を行う。

	米子市・境港市立学校等	県立学校	米子北斗中・高等学校	国立米子工業高等専門学校
10/25 (日)				■通信連絡訓練(平日想定) 県からの通報を受け、平日の勤務時間内における関係部署・関係者へ緊急連絡する訓練を行う。
10/25 以外 で日 程調 整中	■米子市、境港市で訓練内容等の検討・調整中。	■通信連絡訓練 学校と県教委で緊急時の通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練 部活動で登校している生徒・教職員による屋内退避訓練を行う。(境高校:休日想定) 地震発生による津波警報発令及び原子力災害発生を想定した生徒・教職員による屋内退避訓練を行う。(境港総合技術高校:平日想定)	■通信連絡訓練(平日想定) 学校と県教育・学術振興課で緊急時の通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練(平日想定) 通信連絡訓練を受け、授業中の生徒・教職員による屋内退避訓練を行う。	

8 訓練編成表

【編成】



9 訓練時使用資機材等一覧表

なし

避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領

1 目的

避難等の防護対策が円滑に行われるよう、避難誘導、交通規制等を実施するとともに、関係機関と連携した一連の対応を行うことにより、原子力災害警備計画等の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 災害警備本部等設置運営訓練
- (2) 映像伝送、情報伝達訓練
- (3) 原子力災害対策資機材を活用した避難誘導・交通規制等訓練

3 実施日時

平成27年10月23日（金）及び25日（日）

4 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、避難退域時検査会場 等

5 実施機関

鳥取県警察本部

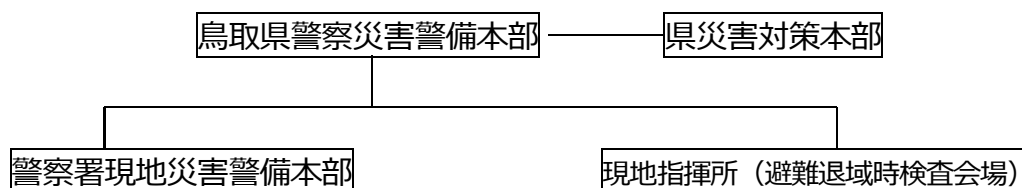
6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
鳥取県警察本部、中国管区警察局鳥取県情報通信部、米子警察署、境港警察署、八橋警察署、黒坂警察署
- (2) 訓練参加（予定）者数
約60人（2日間）

7 訓練内容

- (1) 災害警備本部等設置運営訓練
警察本部、関係警察署に災害警備本部を設置、避難退域時検査会場に警察現地指揮所を設置し、映像伝送、無線通信訓練等を実施
- (2) 住民避難誘導等訓練
米子及び境港警察署員により、避難広報、パトカーによる避難バスの先導、避難所等の警戒活動を実施
- (3) 広報・情報伝達訓練
交通管制センターの交通情報板を利用した広報・情報伝達訓練を実施
- (4) 交通検問所設置等訓練
緊急交通路が指定されたとの想定の下、模擬交通検問所を設置し、車両の選別、誘導及び緊急通行車両の確認手続訓練を実施
- (5) 渋滞解消のための誘導等
ポイント交差点における交通規制、迂回誘導を実施

8 訓練編成表



9 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
警ら用無線自動車 (パトカー等)	必要台数	警察本部、各署で準備
警察通信資機材	必要数	警察本部、情報通信部、各署で準備
液晶モニター	2台	現地指揮所用 (避難退域時検査会場) ※県で準備
ホワイトボード1、机1、椅子4		現地指揮所用 (避難退域時検査会場) ※県で準備
放射線防護服、マスク、手袋等	必要数	米子署、境港署で準備
電離箱式サーベイメーター	2台	米子署、境港署で準備
GM管式サーベイメーター (β線用)	2台	米子署、境港署で準備
ポケット線量計	必要数	米子署、境港署で準備
LEDメッセージ表示装置	必要数	警察本部で準備
その他の資機材	必要数	米子署、境港署で準備

避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領

1 目的

原子力災害時に総合的な支援の場を避難経路上の避難退域時検査会場に併設することから、避難住民に対する支援を行うための避難支援ポイントの支援内容を検証するとともに、ポイントの設置、運営の手順等を確認し、全避難支援ポイント設計の資とする。

2 主要訓練項目

- (1) 避難支援ポイント内の関係機関との連携確認
- (2) 避難住民への情報提供

3 実施日時

平成27年10月25日(日) 9:00~12:00

4 実施場所

伯耆町岸本B&G海洋センター

5 実施機関

鳥取県

6 参加(予定)機関等

- (1) 訓練参加(予定)機関
西部総合事務所農林局・日野振興センター
- (2) 訓練参加(予定)者数
避難支援ポイント統括3名、訓練参加住民 調整中

7 訓練内容

- (1) 避難支援ポイント設置・運営訓練
住民の支援に必要な物資等の配布準備及び統括を中心とした運営体制を構築する。
- (2) 避難支援ポイント内の関係機関との連携確認
統括が避難支援ポイント各部門の状況を把握し、円滑に業務が進むよう連絡調整を行う。
- (3) 県災害対策本部、県現地災害対策本部との連携確認
統括と災害対策本部(コントローラー)と避難支援ポイントとの間で無線機、メール等により、避難状況等の情報伝達を行う。
- (4) 住民の方への情報提供
避難退域時検査会場内に「避難支援ポイント情報コーナー」を併設。当該コーナー内に避難住民にとって有用な情報(避難所名、ガソリンスタンド情報等)を表示する掲示板や避難住民が自ら操作するパソコンを設置し、避難住民にとって必要な情報を得やすい環境を整備する。

※ 避難退域時検査、救護所、安定ヨウ素剤、車両除染、訓練展示等の項目については、別途各実施要領に記載。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領 【初期・二次被ばく医療】

1 目的

平成24年度に策定した「鳥取県緊急被ばく医療計画」及び「鳥取県緊急被ばく医療マニュアル」に基づき被ばく医療訓練を行う。

平成26年度に整備した内部被ばく測定する機器等により、汚染地域からの傷病者に対する適切な治療等を行うことを想定し検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 在宅の住民から寄せられた傷病者の搬送依頼情報の伝達・引継ぎ訓練
- (2) 初期被ばく及び二次被ばく医療機関における傷病者の受入訓練

3 実施日時

平成27年10月25日(日) 8:00~12:00

4 実施場所

鳥取県済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院

5 実施機関

境港市、鳥取県済生会境港総合病院、鳥取県

6 参加(予定)機関等

境港市、境港市自治連合会、鳥取県済生会境港総合病院、陸上自衛隊第8普通科連隊、西部総合事務所福祉保健局 等

7 訓練想定

島根原子力発電所での発災において、境港市全域が避難対象範囲に決定され、避難指示が発出された。

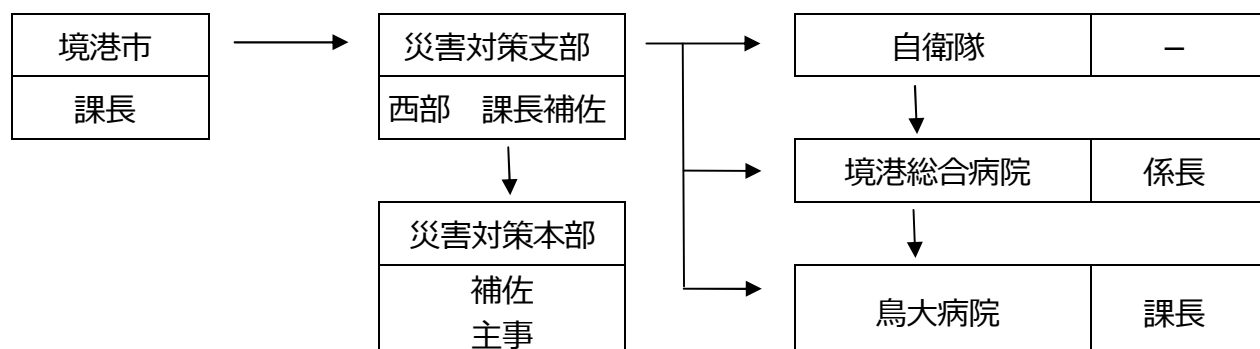
避難住民のうち、汚染された地域からの傷病者(以下「傷病者」)について、初期被ばく医療機関に搬送した後、衣服の脱衣、簡易な除染等を行った後、二次被ばく医療機関に移送して内部被ばく量の測定、除染及び口内洗浄や負傷箇所の治療を行う。

8 訓練内容

- (1) 境港市からの避難指示発出を受け、同市内の住民が徒歩で一時集結所へ参集し、バスによる住民避難を実施する。(防災行政無線、消防団による避難広報)
- (2) 住民のうち、傷病者があることが、境港市に通報があり、西部福祉保健局を通じて医療対策本部に連絡が入る。ついては、初期被ばく医療機関である境港総合病院へ陸上自衛隊の救急車により搬送を行う。(消防局の救急車が確保できないため)
- (3) 傷病者は地域住民による見立て(1名)とし、支援者(家族1名)が救急車に同乗して、病院まで付き添う。
- (4) 境港総合病院では、サーベイメータによって被ばく線量を確認し、衣服に汚染があることを確認後、必要な処置を行い、二次被ばく医療機関である鳥取大学医学部附属病院へ搬送する。

(5) 二次被ばく医療機関である鳥取大学医学部附属病院では、負傷した箇所の必要な治療を行うとともに、内部被ばく量等を測定して汚染のないことを確認する。

9 訓練編成表



10 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
携帯電話、連絡網、記録用紙	1	境港市
携帯電話、連絡網、記録用紙	1	災害対策支部
携帯電話、連絡網、記録用紙	1	災害対策本部
自衛隊用救急車、社内養生資材	1	自衛隊
患者役(境港市)、付添い役(境港市)	2	
ストレッチャー、養生資材	1	自衛隊
防護服、マスク、ゴム手袋	隊員 2	自衛隊
γ線空間線量計	1	自衛隊
β線表面汚染検査計	1	自衛隊
個人線量計	1	自衛隊
携帯電話、連絡網、記録用紙	1	自衛隊
緊急被ばくエリアの設定⇒放射線測定 ⇒簡単な除染⇒二次医療機関へ搬送	1	境港総合病院
防護服、マスク、ゴム手袋	1	境港総合病院
放射線測定機、個人線量計	1	境港総合病院
除染用の資材(ガーゼ、洗剤、スポンジ、配 マット、リネン類)	1	境港総合病院
初期医療機関からの患者受入れ⇒被ばくエ リアの設定⇒放射線測定⇒除染⇒内部被ば く量の測定⇒治療	1	鳥取大学医学部附属病院
防護服、マスク、ゴム手袋	1	鳥取大学医学部附属病院
放射線測定機、個人線量計	1	鳥取大学医学部附属病院
除染用の資材(ガーゼ、洗剤、スポンジ、配 マット、リネン類)	1	鳥取大学医学部附属病院
汚染物質の一次保管場所	1	鳥取大学医学部附属病院
ホールボディカウンタ、体表面汚染モニタ	1	鳥取大学医学部附属病院
シンチレーションカウンタ、ダストモニタ	1	鳥取大学医学部附属病院
GMサーベイメータ、電離箱、	1	鳥取大学医学部附属病院

緊急被ばく医療活動訓練実施要領 【避難退域時検査】

1 目的

住民避難訓練に合わせて、新たに示された国マニュアルに基づく避難住民の避難退域時検査及び簡易除染^{注1}の訓練を実施して、関係機関の技術の習得及び対応能力の向上を図り、対応手順の検証を行う。注1：健康政策課は人への避難退域時検査、簡易除染のみ

2 主要訓練項目

- (1) 避難住民への新マニュアルに基づく避難退域時検査及び簡易除染の実施手順確認と検証
- (2) 避難退域時検査動員者の実態に即した指導方法の手順確認と検証

3 実施日時

平成27年10月25日(日) 9:00~12:00

4 実施場所

伯耆町総合スポーツ公園(伯耆町岸本B&G海洋センター)

5 実施機関

鳥取県、島根県

6 参加(予定)機関

安来市、米子市、境港市、県教育委員会、県土整備部、健康政策課、東部福祉保健事務所、中部福祉保健局、西部福祉保健局、大山町、日吉津村、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町、(社)鳥取県診療放射線技師会、中国電力等

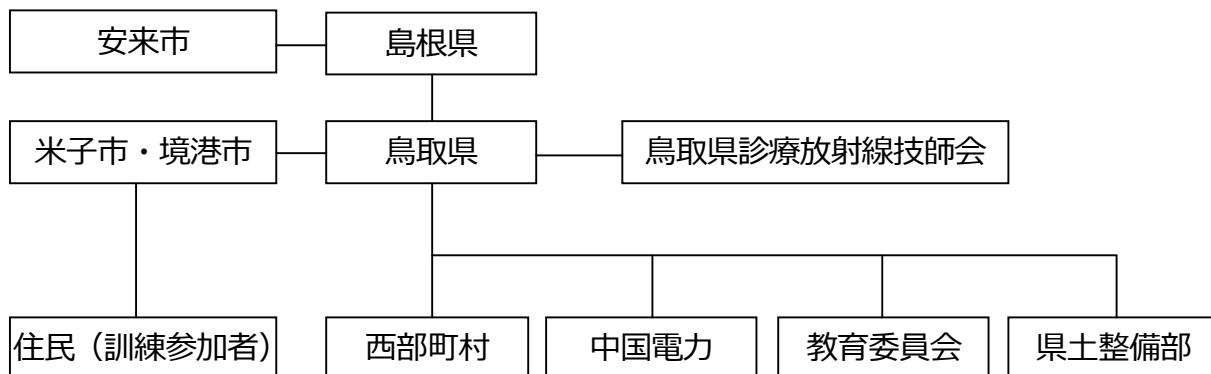
7 訓練内容

- (1) 有事の際に使用予定の避難退域時検査会場において、運営訓練を実施し、要員の技能の向上を図り、新マニュアルに基づいた手順や所要時間の検証を行う。
- (2) 検査未経験の動員職員に対する会場における避難退域時検査の技術指導方法の検証や避難者の対応手順を確認する。
- (3) 避難住民検査の代用として実施する車両検査との連携を検証する。
- (4) 自家用車やバス等により避難し、車両指定箇所検査及び代表者指定箇所検査によりOIL4(40,000cpm)以上と確認された場合の避難者全員(外国人^{注2}、要支援者(聴覚障がい者^{注3}を含む))に対する指定箇所検査を実施し、6,000cpmを超えた場合は確認検査を行い、40,000cpmを超えた場合は簡易除染を行う。
注2：英語、韓国語担当を配置 注3：手話通訳を配置
- (5) 自衛隊車両等により搬送された避難者(要支援者を含む)の指定箇所検査を実施し、必要な場合は簡易除染を行う。
- (6) 避難者に対する健康相談の対応や設営・運営手順を確認する。

8 訓練スケジュール

米子市及び境港市の避難訓練計画を検討し策定する。

9 訓練編成表



10 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
ストップウォッチ	4	健康政策課
デジタルカメラ	2	健康政策課、西部福祉保健局
車椅子	4	西部福祉保健局又は西部総合事務所
GM サーベイメーター	17	西部福祉保健局（17）
ポケット線量計	30	西部福祉保健局
簡易除染キット	1	西部福祉保健局
個人防護具（感染症用ガウン等）	60	西部福祉保健局
ビブス	60	健康政策課
避難退域時検査説明資料	500	健康政策課
避難退域時測定記録票	500	健康政策課
避難退域時検査済証	500	健康政策課
除染済証	20	健康政策課
ポケット線量計記録票	30	健康政策課

緊急被ばく医療活動訓練実施要領 【安定ヨウ素剤】

1 目的

住民避難訓練に合わせて、①安定ヨウ素剤の服用・調剤指示の伝達ルートの確認、②安定ヨウ素剤の病院・調剤拠点薬局での調剤の手順、所要時間の確認、③一時集結所、避難退域時検査会場への配送について検証を行うとともに、④一時集結所等での服用説明・模擬服用を実施する。

2 主要訓練項目

- (1) 安定ヨウ素剤の調剤、輸送
- (2) 安定ヨウ素剤服用に係る住民説明
- (3) 安定ヨウ素剤の服用、事後対応

3 実施日時

平成27年10月25日(日) 7:30~12:30

*地区により開始時間が異なる(担当訓練終了後解散)

4 実施場所

調剤拠点薬局、一時集結所、済生会境港総合病院、県立厚生病院、県立中央病院、避難退域時検査会場(伯耆町岸本 B&G 海洋センター)

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加予定機関

鳥取県、米子市、境港市、一般社団法人鳥取県薬剤師会、済生会境港総合病院、県立厚生病院、県立中央病院

7 訓練内容

(1) 伝達訓練(指示の伝達)

原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合における服用指示の伝達及び安定ヨウ素剤(乳幼児用液剤)の調剤指示の伝達訓練を実施する。

(2) 調剤・配送訓練

ア 調剤拠点薬局、済生会境港総合病院、厚生病院、中央病院で調剤訓練を行う。

イ 調剤した薬剤の配送訓練を行う。

避難退域時検査会場への配送:保健所職員

一時集結所への配送:市職員

(3) 一時集結所、避難退域時検査会場において安定ヨウ素剤の服用説明・模擬服用を実施する。(県・薬剤師会・市が実施)

なお、住民への説明は、資料により一括で実施する方式とする。

※ 伝達訓練、調剤・配送訓練とは連動しない。

【訓練当日の対応】

○進捗管理 実施部（医療指導課）と各訓練会場・実施担当者が随時連絡

① 伝達訓練（調剤指示・服用指示の伝達）

- ・ 医療指導課にて開始。（8：30）
- ・ 境港市及び県薬剤師会は、伝達終了後、医療指導課に連絡。

② 調剤訓練

- ・ 病院・薬局は、医療指導課からの連絡を受け調剤開始。（事前準備は必要ない）
- ・ 訓練終了後、医療指導課に連絡。

③ 配送訓練

- ・ 市・中部福保局は、医療指導課の連絡を受け、病院・薬局で調剤液剤を集荷。
- ・ 一時集結所・避難退域時検査会場への配送訓練終了後、医療指導課に連絡。

④ 住民避難訓練（一時集結所：米子市・境港市が設置・運営）

- ・ 米子市彦名公民館
準備開始。（9：30予定）
訓練終了後（一時集結所を出発後）、医療指導課に連絡。（10：40予定）
- ・ その他の会場
米子市・境港市の計画に沿って、市職員・薬剤師会員が実施。

⑤ 住民避難訓練（避難退域時検査会場：伯耆町岸本 B&G 海洋センター）

- 準備開始（9：00予定）
- 住民（第1組）到着。（9：30頃 予定）
- 住民（最終組）出発。（11：50頃 予定）
- 終了後（避難退域時検査会場を最終組が出発後）、医療指導課に連絡。

※ 住民避難訓練に係る時間については、概ねの予測であり、前後する。

○安全管理 実施担当者が自らの安全管理を徹底するとともに、訓練実施者に安全に関する注意喚起を行い、安全への配慮を求める。

○視察（参観）者対応（報道対応を含む）

① 一時集結所

米子市彦名公民館 医療指導課（小原薬剤師）
その他の会場 米子市又は境港市職員

② 避難退域時検査会場 医療指導課（吉岐補佐・薬剤師）

③ その他（病院・薬局） それぞれの施設の訓練担当者又は管理者

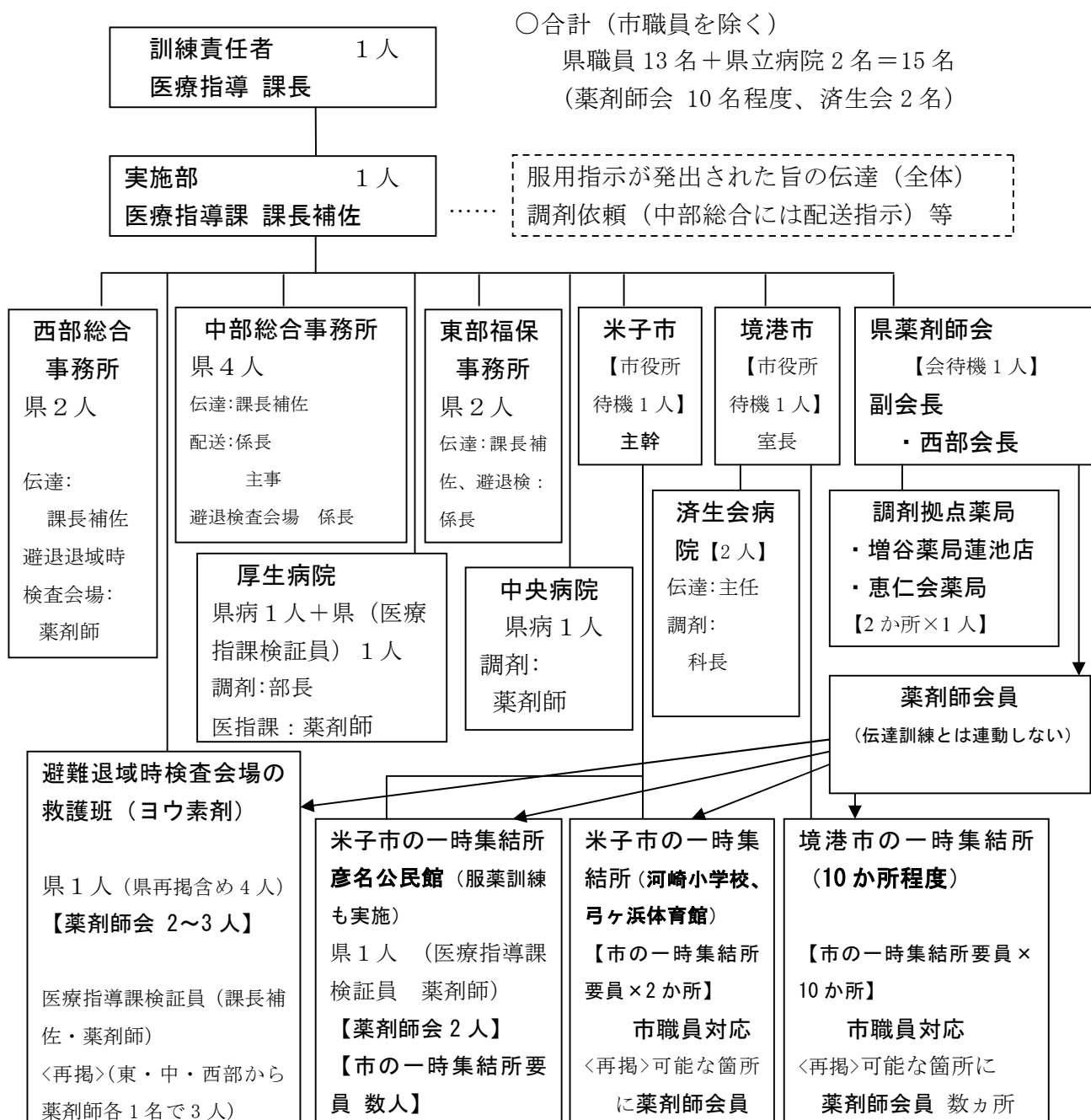
○不測事態対応

- ・ 各訓練現場において、不測事態が発生した場合は、直ちに実施部（医療指導課）に連絡する。
- ・ 医療指導課は、医療救護対策本部（福祉保健部）に連絡するとともに、協議の上、必要な指示を行う。
- ・ 訓練現場において、訓練実施機関・施設管理者等から求めがあれば、必要な協力を行う。
- ・ 医療救護対策本部は、訓練実施本部（危機管理局 原子力安全対策課）に報告する。

緊急被ばく医療活動（安定ヨウ素剤）訓練の編成

実際の災害時の活動を見据えて訓練編成を行う。

※訓練編成においては、実際の業務における指揮命令系統と異なる場合もある。



注1：数値は県職員（県立病院含む）の動員者数。なお、【 】内は、県職員以外の動員者数。

注2：中部総合事務所は、厚生病院で調剤した液剤等を、避難退域時検査会場（伯耆町岸本 B & G 海洋センター）に配送する。

注3：米子市・境港市では、調剤拠点薬局から一時集結所への調剤液剤の配送訓練も実施。

注4：避難退域時検査会場へは東・中・西部事務所から各1名。（各地域での今後の設置・運営に係る計画・指導等に対応するための訓練を兼ね、それぞれ薬剤師を派遣）

車両確認検査等実施要領

1 目的

県として、車両への検査及び簡易除染に関し、国の示したマニュアルに基づき実施するとともに、訓練参加住民に対し、車両への検査・簡易除染の体験及び車両検査等の見学を行っていただき、原子力全般への知識・理解も深めていただく。

2 主要訓練項目

- (1) 国が作成した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づいた車両への検査及び簡易除染の実施

3 実施日時

平成27年10月25日(日) 9:30~12:00

4 実施場所

伯耆町岸本B&G海洋センター

5 実施機関

鳥取県

6 参加(予定)機関等

- (1) 訓練参加(予定)機関
鳥取県、陸上自衛隊第8普通科連隊、中国電力株式会社等
- (2) 訓練参加(予定)者数
14名

7 訓練内容

- (1) 避難退域時検査会場における車両(乗用車等)への検査及び簡易除染の実施
- (2) 自衛隊等による車両除染デモの実施
- (3) 訓練参加住民への車両除染デモ等の見学及び知識の普及

県営広域避難所開設訓練実施要領【8／25実施済】

1 目的

島根原子力発電所での緊急事態発生に伴う広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に県営広域避難所を開設するため、開設手順等の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 動員者による県営広域避難所（居住スペース）の設営
- (2) 職員の動員手順の確認

3 実施日時

平成27年8月25日（火）午前9時～正午、午後2時～午後2時20分

4 実施場所

とりぎん文化会館 展示室

5 実施機関

鳥取県

6 参加（予定）機関等

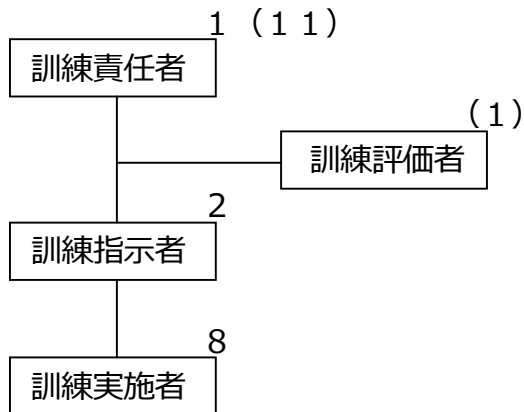
- (1) 訓練参加（予定）機関
鳥取県、住民避難訓練（船舶）参加者
- (2) 訓練参加（予定）者数
約50名（うち一般参加者約40名）

7 訓練内容

- (1) 職員の動員手順に従って動員者を招集。（総務部内で対応予定）
- (2) 動員者に対して作業内容を説明。
- (3) 動員者による居住スペースの設営。（段ボール敷設及び間仕切り設置等）
- (4) 住民避難訓練（船舶）参加者の視察への対応を実施。

8 訓練編成表

※訓練編成においては、実際の業務の一部について訓練を実施するため、実際の業務における指揮命令系統と異なる部分もある。



【訓練当日の対応】

- 進捗管理
 - ・準備開始
 - ・訓練開始
 - ・訓練終了
 - ・撤収作業
- 安全管理
- 視察（参観）者対応

9 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
広域避難所内居住スペース設営用段ボール（約1m×2m）	100枚	
広域避難所内居住スペース設営用段ボール（約1m×1m）	80枚	
資機材搬送用車両	1台	レンタル

原子力防災講座等実施要領

1 目的

原子力防災訓練（住民避難・避難退域時検査）の参加住民に原子力防災や放射線等についての知識・理解を深めていただくとともに、訓練参加住民に福島事故の状況等のパネルや防災関係機関の防災関係機器等を展示し、原子力全般への知識・理解も深めていただく。

2 主要訓練項目

訓練参加住民への知識の普及啓発

3 実施日時

平成27年10月25日（日）10:00～13:00

4 実施場所

- (1) 原子力防災講座
伯耆町農村環境改善センター
- (2) 展示等
伯耆町岸本B & G海洋センター

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加（予定）機関等

- (1) 参加（予定）機関
自衛隊鳥取地方協力本部、NTT フィールドテクノ中国支店鳥取営業所、ドコモ CS 中国鳥取支店、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社
- (2) 参加（予定）者数
原子力防災訓練参加住民 300名

7 訓練内容

- (1) 原子力防災講座
放射線の基礎や人体への影響などに関する講演会を行う。
【講師】広島国際大学 保健医療学部 診療放射線学科
准教授 林 慎一郎（はやし しんいちろう）氏
※1回の講演時間は約30分（質疑含む）
- (2) 展示等
災害時の通信機器等の展示や災害発生時の活動等を紹介したパネル等を展示する。

平成27年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応） 米子市原子力防災訓練

1 目的

原子力災害発生時の初動対応及び以降の事象進展等に応じた関係機関との連携の確認を行なう。また、避難指示発令による段階的避難を想定し、住民避難を一連の状況下に実施することにより、米子市広域住民避難計画の実効性を検証する。

2 主要訓練項目

原子力災害発生時における初動対応
多様な避難手段（バス、JR、航空機等）による住民避難の実施

3 実施日時

初動対応訓練 平成27年10月23日（金）8：30～15：00
住民避難訓練 平成27年10月25日（日）8：00～13：30

4 実施場所

- （1）一時集結所：彦名公民館、河崎小学校、弓ヶ浜体育館
- （2）避難退域時検査会場：伯耆町「B & G 海洋センター」
- （3）原子力防災講座会場：伯耆町「農村環境改善センター」

5 実施機関 鳥取県、米子市、境港市

6 参加機関

彦名地区自治連合会、米子市消防団（彦名分団）、鳥取県警米子警察署、西日本旅客鉄道株式会社米子支社、陸上自衛隊第8普通科連隊、公益財団法人鳥取県国際交流財団、鳥取県西部聴覚障がい者センター、隊友会西部地区会

7 訓練内容

- （1）本部等設置運営（初動対応）訓練
島根原子力発電所での事故時及び事故進展時における初動対応
- （2）オフサイトセンター運用訓練
鳥取県原子力防災センター（オフサイトセンター）に要員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有、対応能力の強化
- （3）住民・避難行動要支援者避難訓練
バス・JR・自衛隊ヘリ等による避難訓練の実施
避難が遅れた住民を自衛隊の協力により、高機動車やヘリコプター等で避難退域時検査会場まで搬送
- （4）避難行動要支援者避難訓練
外国人、聴覚障がい者、在宅の避難行動要支援者等
- （5）避難が遅れた住民への対応訓練
自衛隊の協力による避難訓練
- （6）安定ヨウ素剤服用及び配送訓練
- （7）原子力防災講座

8 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する

オフサイトセンター訓練実施要領

1 目的

島根県原子力防災センターへ要員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会等により諸活動を円滑に行なうための現地対応能力の強化を図る。

2 主要訓練項目

市災害対策本部等関係機関との連携確認
原子力災害対策に必要な情報収集及び共有
様々な通信連絡・伝達手段の操作習熟

3 実施日時 平成27年10月23日(金) 8:30~15:00

4 実施場所 島根県原子力防災センター、米子市役所

5 参加(予定)機関

(1) 訓練参加(予定)機関

鳥取県、米子市、境港市、オフサイトセンター参集予定機関 等

(2) 訓練参加(予定)者

調整中

6 訓練内容

(1) 訓練想定

初動対応及びOFCにおけるシナリオについては、島根県と調整し策定する。

(2) 要員派遣訓練

原子力災害対策に必要な情報を共有するために、あらかじめ指定されている職員を派遣する(機能グループ)

(3) 初動対応活動等訓練

オフサイトセンターの各班(チーム)において、状況に応じた情報の収集・伝達を行い、必要に応じて市災害対策本部に指示を出すなど、オフサイトセンター設置における初動対応からの一連の流れについて、手順の確認を行う。

(4) 原子力災害合同対策協議会等運営訓練

原災法第10条の通報を受け、原子力防災専門官が中心となり初期対応を開始し、オフサイトセンターに集結した防災関係機関相互における情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンターと市災害対策本部等との間で情報を伝達する。

原災法第15条の該当事象通報を受け、原子力災害合同対策協議会を開催し、情報の共有や活動の調整等を行う。

(5) 情報伝達訓練

市災害対策本部等とオフサイトセンター間で原子力防災ネットワークのTV会議システム、電話・FAX、整備PC等を使用した情報伝達訓練を行う。

住民避難訓練実施要領

1 目的

避難指示発令による段階的避難を想定し、バス、ＪＲ、航空機等による住民避難を一連の状況下に実施することにより、一時集結所における住民避難状況を把握するなど、米子市広域住民避難計画の実効性を検証する。

2 主要訓練項目

- ・多様な避難手段（バス、ＪＲ（河崎口駅～後藤駅）、航空機等）による住民避難の実施
- ・米子市広域住民避難計画の実効性の検証

3 実施日時

平成27年10月25日（日） 8:00～13:30

4 実施場所

- (1) 一時集結所：彦名公民館、河崎小学校、弓ヶ浜体育館
- (2) 避難退域時検査会場：伯耆町「B & G 海洋センター」
- (3) 原子力防災講座会場：伯耆町「農村環境改善センター」

5 実施機関 鳥取県、米子市

6 参加機関

彦名地区自治連合会、米子市消防団（彦名分団）、鳥取県警、西日本旅客鉄道株式会社米子支社、陸上自衛隊第8普通科連隊、公益財団法人鳥取県国際交流財団、鳥取県西部聴覚障がい者センター、隊友会西部地区会など

7 訓練内容

- (1) 住民避難訓練
バス・ＪＲによる避難訓練の実施
- (2) 避難行動要支援者避難訓練
住民による在宅の避難行動要支援者（模擬）の避難。リヤカーを使い一時集結所までの搬送を実施
- (3) 避難が遅れた住民への対応訓練
避難が逃げ遅れた住民を自衛隊の協力により、高機動車やヘリコプター等で避難退域時検査会場まで搬送する。
- (4) 安定ヨウ素剤服用訓練
一時集結所にて、安定ヨウ素剤の服用に関する説明及び服用（模擬）を実施
- (5) 原子力防災講座
放射能の基礎や人体への影響などについて学ぶ

避難行動要支援者避難訓練実施要領 【外国人・聴覚障がい者】

1 目的

原子力災害時における、避難行動要支援者の避難訓練を実施し、避難の手順等の検証を図る。

2 主要訓練項目

- ・外国人の避難
- ・聴覚障がい者の避難
- ・言語通訳者、手話通訳者等の派遣依頼

3 実施日時

住民避難訓練 平成27年10月25日（日）8：00～13：30

4 実施場所

- （1）一時集結所：彦名公民館、河崎小学校、弓ヶ浜体育館
- （2）避難退域時検査会場：伯耆町「B & G海洋センター」
- （3）原子力防災講座会場：伯耆町農村環境改善センター

5 実施機関 鳥取県、米子市

6 参加機関

彦名地区自治連合会、米子市消防団（彦名分団）、鳥取県警、公益財団法人鳥取県国際交流財団、鳥取県西部聴覚障がい者センター、隊友会西部地区会

7 訓練内容

- （1）各通訳者を一時集結所に派遣依頼。避難行動要支援者（外国人、聴覚障がい者）を住民とともに避難。
- （2）安定ヨウ素剤服用について、資料に基づき、住民とともに説明を実施する。（調剤・配送訓練とは連動しない）
- （3）避難訓練後、放射線の基礎や人体への影響等について原子力防災講座を受ける。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領 【安定ヨウ素剤】

1 目的

調剤した薬剤を調剤拠点薬局より受領、一時集結所へ配送し、一連の流れを確認するとともに配送経路や受領・配送の効率化を図る。

また、安定ヨウ素剤服用に係る説明及び服用訓練を行うことで、住民の安定ヨウ素剤への理解を深める。

2 主要訓練項目

- (1) 調剤した薬剤を調剤拠点薬局で受領、配送
- (2) 安定ヨウ素剤服用に係る住民説明
- (3) 安定ヨウ素剤の服用、事後対応

3 実施日時

平成27年10月25日(日) 8:00～12:30

*地区により開始時間が異なる(担当訓練終了後解散)

4 実施場所

調剤拠点薬局、一時集結所

5 実施機関

鳥取県、米子市、調剤拠点薬局

6 訓練内容

(1) 伝達訓練(指示の伝達)

原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合における服用指示の伝達及び安定ヨウ素剤(乳幼児用液剤)の調剤指示の伝達訓練を実施する。

(2) 調剤・配送訓練

調剤した薬剤の配送訓練を行う。

調剤した薬剤を調剤拠点薬局にて受領し、一時集結所へ配送する。その際、配送経路及び時間等を記録し、今後の検証に活用する。

(3) 一時集結所において安定ヨウ素剤の服用説明・模擬服用を実施する。(県・薬剤師会・市が実施)

住民避難訓練時に、一時集結所にて実施する。

※ 伝達訓練、調剤・配送訓練とは連動しない。

平成27年度境港市原子力防災訓練実施要領

1 目的

原子力防災体制の見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、より実態に即した住民避難訓練を実施し、境港市広域住民避難計画等の検証と実効性の継続的向上を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 多様な避難手段の検証
- (2) 新たに示された国マニュアルに基づく避難退域時検査の実施及び検証
- (3) 職員の原子力防災業務の習熟

3 実施日時

- (1) 初動対応訓練等 平成27年10月23日(金) 午前9時00分～午後3時00分
- (2) 住民避難訓練等 平成27年10月25日(日) 午前7時00分～午後2時00分
※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

境港市役所、一時集結所(公民館等)、避難退域時検査会場(伯耆町 B&G 海洋センター)、島根県原子力防災センター(オフサイトセンター)、原子力防災講座会場(伯耆町農村環境改善センター) 等

5 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

6 参加(予定)機関等

- (1) 訓練参加(予定)機関
訓練項目ごとに設定する。
- (2) 訓練参加(予定)者数
訓練項目ごとに設定する。

7 訓練内容(詳細は各訓練の実施要領に記載)

- (1) 災害対策本部等運営訓練(初動対応訓練)
- (2) オフサイトセンター訓練
- (3) 住民・避難行動要支援者避難訓練
- (4) 緊急被ばく医療活動訓練(安定ヨウ素剤配送訓練)
- (5) 学校等への情報伝達訓練

8 訓練評価等

- (1) 訓練評価

訓練参加者に対し、アンケートを実施する。

(2) 訓練の振り返り

後日、訓練全体及び機能別の訓練振り返りを行い、課題を抽出する。

9 訓練実施規定

(1) 服装

ア 訓練参加者

防災服を基本とし、屋外においては防護服及びマスクを着用する。

イ 訓練参加住民

防護の服装（長袖・長ズボンを基本とし、マスク、帽子、カッパの着用）とする。

また、履物は動きやすいもの（サンダル、下駄等は不可）とする。

※マスク、カッパを持参しない住民に対しては、配布する。

(2) 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

災害対策本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領

1 目的

鳥取・島根両県及び関係6市が合同で、島根原子力発電所におけるトラブル通報から、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」）第10条、第15条等、各段階における各関係機関等との連携及び初動対応を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部等の運営
- (2) 通信連絡訓練

3 実施日時

平成27年10月23日（金）時間調整中（TV会議は11時～11時30分予定）

4 実施場所

境港市役所 第一会議室

5 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、境港消防署、境港警察署
※テレビ会議接続先として、以下の機関
島根原子力防災センター（オフサイトセンター）、2県6市 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
未定
※テレビ会議接続先の参加者は他機関の計画による。

7 訓練内容

- (1) 訓練想定
2県6市が同一想定で実施する。シナリオ（案）については、調整中。
- (2) 災害対策本部会議の運営
警戒事態発生時の初動対応から全面緊急事態（原災法第15条：緊急事態宣言）、避難指示伝達までを主要段階ごとに、各防災機関における対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。
- (3) TV会議等の実施
2県6市の首長及びオフサイトセンターを接続してのTV会議を開催する。
- (4) リエゾンの受入
市災害対策本部に境港消防署、境港警察署から代表者の出席を要請し、関係機関調整会議を実施する。

オフサイトセンター訓練実施要領

1 目的

島根県原子力防災センターに職員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会等の活動を行うことで現地対応能力の強化を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 原子力災害対策に必要な情報の共有
- (2) 関係機関との調整メカニズムの構築
- (3) 現地対応能力の強化

3 実施日時

平成27年10月23日（金） 午前9時00分～午後3時00分

4 実施場所

島根県原子力防災センター

5 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、鳥取県、米子市、島根県及び島根県内4市、原子力規制庁、その他オフサイトセンター参集予定機関 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
境港市から職員（人数未定）を派遣する。
他機関は各計画による。

6 訓練内容

- (1) 訓練想定
2県6市が同一想定で実施する。シナリオについては調整中。
- (2) 要員派遣訓練
原子力災害対策に必要な情報を共有するために、オフサイトセンターに職員を派遣。先遣隊による設置運営及び本隊到着後の活動引継ぎを行う。
- (3) 初動対応活動等訓練
オフサイトセンターの各班（チーム）において、状況に応じた情報の収集・伝達を行い、必要に応じて市災害対策本部等に指示を出すなど、オフサイトセンター設置における初動対応からの一連の流れについて、手順の確認を行う。
- (4) 原子力災害合同対策協議会等運営訓練
原災法第10条の通報を受け、原子力防災専門官が中心となり初期対応を開始し、オフサイトセンターに集結した防災関係機関相互における情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンターと設置した災害対策本部との間で情報を伝達する。
原災法15条の該当事象通報を受け、原子力災害合同対策協議会を開催し、情報の共有や活動の調整等を行う。

(5) 情報伝達訓練

市災害対策本部等とオフサイトセンター間で原子力防災ネットワークの TV 会議システム、電話・FAX 等を使用した情報伝達訓練を行う。

住民・避難行動要支援者避難訓練実施要領

1 目的

バス及び多様な避難手段による住民及び避難行動要支援者の避難訓練を一連の状況下で実施することにより、広域住民避難計画等の実効性を向上させるとともに、避難の手順等の検証を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 多様な避難手段の活用
- (2) 避難計画の実効性向上

3 実施日時

平成27年10月25日(日) 午前8時00分～午後1時00分

4 実施場所

一時集結所(公民館等)、避難退域時検査会場(伯耆町B&G海洋センター)、原子力防災講座会場(伯耆町農村環境改善センター)、鳥取県済生会境港総合病院、航空自衛隊美保基地、境港市役所、鳥取大学付属病院

5 参加(予定)機関等

- (1) 訓練参加(予定)機関

境港市、境港市自治連合会、西日本旅客鉄道株式会社西日本米子支社、陸上自衛隊第8普通科連隊 等

- (2) 訓練参加(予定)者数

住民約150名

6 訓練内容

- (1) 住民避難訓練

- ① 住民への広報・情報伝達

市は、住民に対し、防災行政無線放送により避難開始を伝達する。

住民は、住民避難広報訓練に合わせて、徒歩で一時集結所に集合する。

- ② 安定ヨウ素剤服用訓練

職員は、一時集結所で安定ヨウ素剤の保管庫を開錠し、避難者に安定ヨウ素剤の提供(模擬)を行うとともに、資料に基づき服用説明を行う。

質疑等については、避難退域時検査会場において受け付ける。

- ③ 多様な避難手段による住民避難

地区別で、バスやJR等の多様な避難手段を活用し、避難退域時検査会場まで避難訓練を実施する。

- ④ 避難退域時検査

住民避難に引き続き、避難退域時検査会場における受付、検査・除染・健康相談等を実施する。

- ⑤ 原子力防災講座

原子力防災講座会場に移動し、放射線の基礎、放射線量測定の実技など原子力防災講座を受講する。（講師未定）

（２）避難行動要支援者避難訓練

- ① 在宅の避難行動要支援者（模擬訓練）
 - ・リヤカーや車いすを利用し、介助者の支援のもと一時集結所に集合。
 - ・速やかな退避が必要な事態となったと想定し、一時集結所から自衛隊車両で美保基地に搬送後、自衛隊ヘリコプターにより避難退域時検査会場まで搬送する。
 - ・逃げ遅れた住民・要支援者は自衛隊トラックにより避難退域時検査まで搬送。
 - ・避難退域時検査を受ける。
 - ・同地区の住民避難訓練参加者と合流し、原子力防災講座を受講する。
- ② 在宅の傷病者（模擬訓練）
 - ・傷病者及び支援者を自衛隊の救急車により初期被ばく医療機関（鳥取県済生会境港総合病院）に搬送し、スクリーニング及び簡易除染を受ける。
 - ・二次被ばく医療機関（鳥取大学医学部付属病院）に搬送し、内部被ばく量の確認及び必要な治療を受ける。
 - ・医療機関から自衛隊車両又は県車両で原子力防災講座会場に送迎し、同地区の住民避難訓練参加者と合流し、原子力防災講座を受講する。
- ③ 高齢者施設訓練
 - ・市は、避難指示を伝達する。
 - ・高齢者施設の原子力災害避難計画（マニュアル）に沿った訓練を実施する。

【住民参加予定数及び避難手段】

訓練分類	避難手段	地区名				公募
		渡	境	上道	誠道	
住民避難訓練	バス	32			30	10 地区へ 合流
	バス+JR		26	28		
避難行動要支援者 避難訓練	自衛隊車両 +ヘリコプター		8	8	4	/
	自衛隊トラック	4				
被ばく医療訓練 (在宅の傷病者役)	自衛隊車両		2			

※公募は、市報9月号で募集する。応募者は各地区住民と行動を共にする。

※JRによる避難について、誠道地区は平成26年度、渡地区は平成25年度に実施しているため、境地区と上道地区を当てている。

※自衛隊トラックは負荷が大きいため、若い参加者を乗せるようにする。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領

【安定ヨウ素剤】

1 目的

安定ヨウ素剤の調剤拠点薬局（市内3カ所）から、一時集結所に安定ヨウ素剤の水剤を搬送する訓練を実施して、調剤拠点薬局との連携を強化するとともに、調剤及び配送手順の習熟と効率化を図る。また、一時集結所において、服用説明を実施する。

2 主要訓練項目

- (1) 安定ヨウ素剤の調剤、輸送
- (2) 安定ヨウ素剤服用に係る住民説明

3 実施日時

平成27年10月25日（日）時間未定

4 実施場所

調剤拠点薬局、一時集結所

5 実施機関

境港市、調剤拠点薬局

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、調剤拠点薬局、鳥取県、一般社団法人鳥取県薬剤師会
- (2) 訓練参加（予定）者数
未定

7 訓練内容

- (1) 調剤指示伝達訓練
安定ヨウ素剤（水剤）の調剤指示の伝達訓練及び安定ヨウ素剤（乳幼児用液剤）の調剤指示の伝達訓練を実施する。（県⇒市、薬剤師会等）
- (2) 調剤訓練
調剤拠点薬局で調剤訓練を行う。
- (3) 調剤した薬剤の一時集結所への配送訓練
調剤した安定ヨウ素剤（水剤）を市職員が一時集結所に配送する。配送にかかった時間を記録する。
- (4) 服用説明
一時集結所において安定ヨウ素剤の服用説明を実施する。
※ 調剤指示・調剤・配送訓練とは連動せず、住民避難訓練時に行う。

学校等の避難訓練実施要領

1 目的

学校、保育園、幼稚園での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害時における児童・生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 市と学校等間における通信連絡手順の確認
- (2) 学校等における原子力防護措置等の手順の確認

3 実施日時

平成27年10月25日（日）及び他の日程にて調整中

4 実施場所

境港市役所、市内小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園

5 実施機関

境港市、市教育委員会、市内小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園

6 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
境港市、市教育委員会、市内小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園
- (2) 訓練参加（予定）者数
未定

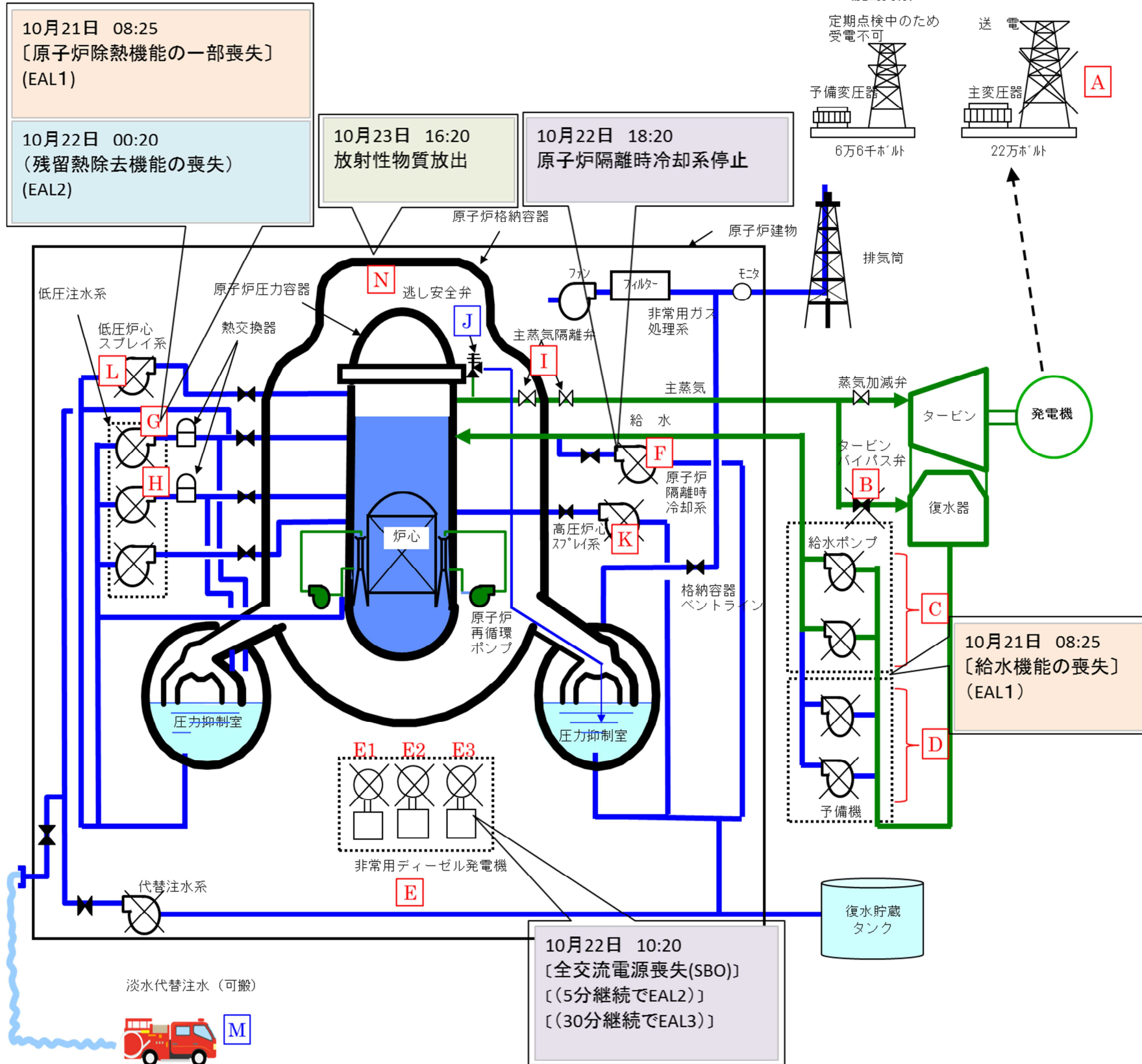
7 訓練内容

- (1) 通信連絡訓練
原発事故が原子力災害対策特別措置法第10条に該当するに至った時点で、市災害対策本部では休校・休園することを決定し、文教対策部及び福祉保健対策部から各小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園に、その旨を伝達する通信連絡訓練を行う
- (2) 屋内退避訓練等
学校等では通信連絡訓練を受け、屋内退避、保護者への連絡等の手順確認を行う。

【資料3】 訓練想定

平成 27 年度 島根県原子力防災訓練 事象想定の概要 (島根県作成資料)

【原子力発電所 事象想定図】



訓練想定日時	実日時	想定事象
10月21日	8:25	① 送電線事故により外部電源喪失 A ② (タービン・バイパス弁開不良の為) 原子炉自動停止 B ③ 原子炉給水ポンプ停止 C ④ 原子炉給水ポンプ予備機起動不能 D [給水機能の喪失] ⑤ 非常用ディーゼル発電機自動起動 E ⑥ 原子炉隔離時冷却系起動(制御にバッテリーが必要) F ⑦ 残留熱除去ポンプ起動(圧力抑制室冷却モード) G ⑧ (故障により) 残留熱除去ポンプ起動失敗 H [原子炉除熱機能の一部喪失] ⑨ 主蒸気隔離弁手動閉鎖 I ⑩ 逃し安全弁作動 J
	8:30	【EAL1】警戒事態該当事象発生連絡
10月22日	0:20	⑪ (故障により) 残留熱除去ポンプ停止 G [残留熱除去機能の喪失]
	0:25	【EAL2】原災法第10条通報(施設敷地緊急事態)
	10:20	⑫ (故障により) 非常用ディーゼル発電機停止 E [全交流電源喪失(SBO)]
	10:25	⑬ 高圧炉心スプレイポンプ起動不能 K ⑭ 低圧炉心スプレイポンプ起動不能 L
	10:50	【EAL3】原災法第15条報告(全面緊急事態) [全交流電源の30分以上喪失]
	18:20	⑮ (バッテリー枯渇の為) 原子炉隔離時冷却系停止 F
	20:50	原子炉水位低下(-427cm:有効燃料頂部水位)
	21:12	圧力抑制室水温100℃超過
22:50	⑯ 淡水代替注水開始 M 原子炉格納容器内放射線量上昇(炉心損傷)	
10月23日	5:16	圧力抑制室雰囲気最高使用温度104℃超過
10月23日	16:20	⑰ 格納容器圧力上昇のため、放射性物質放出に至る N
10月23日	16:25	敷地境界付近の放射線量の上昇
10月23日	17:20	敷地境界放射線量低下(放射性物質放出停止と推定)

【資料4】 アンケート集計結果

アンケート集計結果

問1 性別

区分	人数	割合
男性	201	77.0%
女性	60	23.0%
無記入	0	0.0%
合計	261	100.0%

問2 年齢

区分	人数	割合
10代以下	0	0.0%
20代	3	1.1%
30代	13	5.0%
40代	17	6.5%
50代	54	20.7%
60代	102	39.1%
70代以上	72	27.6%
無記入	0	0.0%
合計	261	100.0%

問3 住まい

区分	人数	割合
①米子市	151	57.9%
②境港市	107	41.0%
③その他	0	0.0%
無記入	3	1.1%
合計	261	100.0%

問4 参加地区名

参加地区名	人数	割合
彦名	132	50.6%
渡	29	11.1%
弓ヶ浜	1	0.4%
加茂	1	0.4%
河崎	3	1.1%
誠道	19	7.3%
上道	27	10.3%
境	13	5.0%
その他	16	6.1%
無記入	20	7.7%
合計	261	100.0%

問5 今回の訓練に参加して、原子力災害発生時に避難する際、もっと知っておきたい事、あるいは知りたい事についてお尋ねします。下から当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

区分	人数	割合	記載内容
①避難指示の情報を知る方法	101	38.7%	主な記載内容は次の表のとおり
②家族と連絡を取り合う方法	77	29.5%	
③避難の方法(移動手段や避難経路等)	109	41.8%	
④被ばくを避けるための方法	77	29.5%	
⑤避難後の生活について	84	32.2%	
⑥その他	17	6.5%	
無記入	43	16.5%	

①避難指示の情報を知る方法

- ・ラジオ、防災放送(無線)、TV、携帯メールからの取得方法
- ・町内放送以外の情報取得方法
- ・平常時からの市報等でのお知らせ(取得方法等の再確認)
- ・現実的にはラジオ、インターネットが主になると思うので、その際のアクセス方法

②家族と連絡を取り合う方法

- ・避難場所等の確実な情報伝達と混乱を避けるための方策
- ・学童、学生との連絡方法
- ・多くの人が同時に携帯を使用した時に使えなくなった時の対応策

③避難の方法(移動手段や避難経路等)
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な避難先及び具体的な周知方法(一般住民は全て知らない状況にある) ・自家用車避難の場合の手段や経路 ・職場からの避難経路及び退避先 ・渋滞時の道路情報 ・高齢者等要介護者の避難先 ・自家用車での避難の場合の経路の指示 ・確実な情報伝達と混乱を避けるための方策

④被ばくを避けるための方法
<ul style="list-style-type: none"> ・各世帯の常備品の検討、配布(管理)、チェック体制の整備 ・具体的な放射線による健康に与える影響 ・衣類等 ・可能な限り外気を入れない対策 ・個人で行う用具等の準備 ・安定ヨウ素剤を飲むタイミング

⑤避難後の生活について
<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難場所以外の場所に避難した場合の自治会(行政)からの連絡、情報 ・仮住居などについての説明 ・避難する期間と避難の際の家屋の処理等の対策 ・居住場所、交通手段、生活費 ・衣、食、住 ・学校、公民館 ・ペット(犬、猫等)を連れての避難 ・体の管理、ストレスが溜まった時の解決方法

⑥その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの確保等 ・原発自体の耐震性についての認識 ・自分判断で避難時期、場所を決めてもいいのか。 ・避難の際の個人で持っていきことのできる物(量)や具体的な持っていきべき荷物 ・ペットの対応の仕方 ・避難後の自宅の除染 ・自宅への帰宅時期 ・携帯食料の確保 ・ヨウ素剤のこと ・気象状況(風向き)

問6 今回は、新たに避難支援ポイントに「情報コーナー」を設置しましたが、どのような情報があるとよいと思いますか？

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・伝言板、掲示板等による家族等の安否情報 ・災害時の金融関係・使用方法 ・交通情報、原子力発電所の状態、被害などの現在の状況 ・携帯等充電コーナーの追加 ・避難後の情報 ・被ばく、放射線量率、飛散方向、汚染状況などの放射線に関する情報 ・放射能がどの地域まで広がっているか見て直ぐわかるマップ・映像(30km圏外も)

問7 鳥取県(境港市・米子市)では、自家用車による避難を行う場合、渋滞による被ばくを避けたり、ガス欠を防ぐため島根原子力発電所に近い地域から「段階的避難」をすることとしています。このことについてお尋ねします。

1 自分の住んでいる地域の段階的避難の区分を知っていますか？

区分	人数	割合
①知っている	85	32.6%
②知らない	125	47.9%
③その他	3	1.1%
無記入	48	18.4%
合計	261	100.0%

2 段階的避難を行うために必要なことは何だと思えますか？

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・冷静さと適確な情報把握・収集(情報を知ることが必要) ・市民への案内、アナウンス、正確な情報の提供 ・事前説明(段階的避難など)の徹底化 ・住民が冷静になって指示(ルール)に従うこと ・各自の落ち着いた行動 ・日頃からの訓練 ・道路混雑状況等の速やかな情報提供(ラジオ、テレビなど) ・ガス欠防止のための日頃からの取り組み(ガソリンゲージが1/2になったら必ず給油)

問8 原子力災害時に避難する際に、自家用車による避難と、県等が手配したバス・JR等(公共交通機関)による避難とでは、どちらを選択されますか。

区分	人数	割合
①自家用車による避難	139	53.3%
②バスによる避難	56	21.5%
③JRによる避難	21	8.0%
④その他の手段による避難	6	2.3%
無記入	39	14.9%
合計	261	100.0%

※④その他の手段では、バイク、自転車、消防車両、船などが回答。

問9 自家用車による避難が良いと思う理由について、当てはまると思う理由を選んでください。(複数回答可)

区分	人数	割合
①多くの家財を運ぶため	31	22.3%
②避難所到着後も移動しやすい。	111	79.9%
③その他	35	25.2%
無記入	27	19.4%

③の記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所でのプライバシーの確保のため(プライベートスペースとして利用可能) ・家族に乳幼児、歩行困難者などやペットがおり、公共手段に乗れないため ・家族一緒にいるほうが安心なため ・30km圏なので、ゆっくり(様子を見ながら)避難したいため ・その後の避難所生活など考えれば、身の回りのものを一緒に運べた方が良いため ・避難時や避難後にいろいろと融通がきくと思うため ・リアルタイムでバス、JR等に乗れるか不明なため ・公共の交通手段の手配がどのように行われるか分からないため

問10 バス・JR等による避難が良いと思う理由について、当てはまると思う理由を選んでください。(複数回答可)

区分	人数	割合
①自分で運転できない。または自家用車がない。	4	4.8%
②自家用車は交通渋滞や事故の心配がある。	55	66.3%
③自分で避難所の場所を知らなくても避難所に到着できる。	44	53.0%
無記入	49	59.0%

問11 その他、今回の訓練に参加してお気づきの点等がございましたら自由にご記入ください。

③の記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・緊張感を持って訓練に参加した。 ・広島国際大学の林先生の講義は大変良かった。(わかりやすかった) ・まだ手さぐりの状態の様なので、引き続き訓練が必要と感じた。 ・訓練に参加して少しだが理解出来た。 ・多くの方の参加が必要(特に若年層) ・訓練の必要性、重要性をもっと周知し、たくさんの人に訓練に参加してもらうことが必要。 ・市、県の職員さんの対応がすばやく、しっかりと良い対応で安心できた。 ・今回は前もっているいろいろ準備が出来ていたが、実際に事故が起きてその場で最善の行動が出来るか心配だ。 ・もう少し素早い行動の訓練がよい。 ・昼間なら良いが夜間ならどういふふうになるか不安。 ・地域の避難誘導は、地域の防災会や自治会の人がすべきであると思われる。拡声器等の有効利用、聞き取りにくい。 ・人員確認や高齢者(歩行の速度や説明の理解度)に対する配慮が不十分だった。 ・訓練通りに実行出来るか不安。 ・本番ではスムーズに行くのか心配である。また、取り残された住民の情報把握をどうキャッチするのか。その対応指針を示すこと。 ・説明時のマイクの調子が悪く聞きづらかった。 ・待ち時間が長すぎる。 ・すでに自家用車等で避難する方法をもっている人は段階的な避難は難しいと思う。 <ul style="list-style-type: none"> ・何の知識(事前)もなく参加したが、知っておくことが大切だと考えさせられた。自分には関係ないと訓練に参加しない人が多いが、より多くの方が参加する必要があると思った。 ・訓練ということで、あらかじめ名簿化をしてカッパ、マスクなど、人数分の用意をしていたが、集合場所に予想外の方が来ることもあるので、備品には余分があった方がよい。(実際には余分に用意されるとは思わなかった) ・自衛隊車両による移動は安全で確実であった。訓練がスムーズに移行できたと思う。 ・境港三中から伯耆町に移動したが、バスの中の説明が聞こえなかった。せつかくの訓練なのでマイク等を使用してほしい。 ・実際に起これば、みんなパニックになり、中々統制して避難するのが難しいと思う。 ・災害が発生したとき、リーダーになる人を決めていない。案内する人の説明が聞こえない。 ・日頃から自分に(他の近所の人も含め)何を一番にまた何から行動を起こしてもらわなければならない ・自分の住んでいる所は絶対安全ということはないので、日頃の訓練は必要と思った。 ・本日の行動は齊々に行われたが、要介護者が多く出たときは上手くいくか疑問。 ・実際の時には余裕を失うと思うので、普段の訓練が必要。避難時のリーダーとなる人を育てておくとうりと思った。

【資料5】 訓練記録DVD

鳥取県原子力防災訓練記録DVD



○内容

平成27年10月25日(日)などに実施した鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)における初動対応や住民避難の映像等を収録

○収録時間

約30分

○配布先

庁内関係課(医療政策課、医療指導課、長寿社会課、健康政策課、水・大気環境課、衛生環境研究所、県警察本部)、西部総合事務所、米子市、境港市、伯耆町、島根県、内閣府、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、自衛隊(陸上自衛隊中部方面隊、陸上自衛隊第13旅団、陸上自衛隊第8普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第3輸送航空隊、鳥取地方協力本部)、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、境海上保安部、一般社団法人鳥取県薬剤師会、鳥取県議会、市長会、町村会、西部町村会、鳥取県立図書館、社会福祉法人こうほうえん、社会福祉法人敬仁会、医療法人社団やまもと新開山本クリニック、鳥取県立中央病院、鳥取県済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院、(社)鳥取県診療放射線技師会、公益財団法人鳥取県国際交流財団、鳥取県西部聴覚障がい者センター、西日本旅客鉄道株式会社米子支社

企画・制作 鳥取県危機管理局原子力安全対策課

制作・著作 株式会社中海テレビ放送